

# 令和4年第4回定例会

## 美郷町議会会議録

令和 4年12月 6日 開会

令和 4年12月 9日 閉会

美 郷 町 議 会

令和4年第4回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和4年12月6日

美郷町議会

# 令和4年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月6日（火曜日）

◎開会日時 令和4年12月6日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和4年12月6日 午前11時07分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和4年第4回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和4年12月6日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
9番 甲斐 秀徳 議員  
10番 川村 嘉彦 議員
- 日程第2 会期の決定  
12月 6日 ～ 12月 9日 4日間
- 日程第3 諸般の報告  
(1) 議長  
(2) 日向東臼杵広域連合議会議員  
(3) 入郷地区衛生組合議会議員  
(4) 宮崎県北部広域行政事務組合議員  
(5) 総務厚生常任委員長  
(6) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告第9号 令和3年度美郷町の教育に関する事務  
の管理及び執行の状況の点検及び評価  
等の提出について  
報 告
- 日程第5 同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命について  
提案理由説明、質疑、討論、採決(投票による方法)
- 日程第6 議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正  
する規約  
提案理由説明
- 日程第7 議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例  
提案理由説明
- 日程第8 議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例  
提案理由説明

- 日程第 9 議案第 74 号 職員の定年等に関する条例等の一部を  
改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 10 議案第 75 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及  
び期末手当に関する条例の一部を改  
正する条例
- 日程第 11 議案第 76 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条  
提案理由説明
- 日程第 12 議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 13 議案第 78 号 美郷町税条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 14 議案第 79 号 美郷町の議会の議員及び町の選挙にお  
ける選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 15 議案第 80 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算  
(第 8 号)  
提案理由説明
- 日程第 16 議案第 81 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特  
別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 17 議案第 82 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会  
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 議案第 83 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 議案第 84 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会  
計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 20 議案第 85 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特  
別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 21 議案第 86 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所

日程第 22 議案第 87 号 事業特別会計補正予算（第 4 号）  
令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

提案理由説明

日程第 23 請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直し  
を中止し、すべての農家経営への支援  
強化を求める請願

所管の常任委員会の付託

# 会 議 録

令和4年12月6日  
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和4年第4回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 甲斐 秀徳議員、10番 川村 嘉彦議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和4年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期につきましては、本日から12月9日までの四日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところでございます。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月9日までの四日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。したがいまして、会期は本日から12月9日までの四日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

**【議長 山本 文男】**

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度定期監査報告書がお手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

**【議長 山本 文男】**

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

**【議長 山本 文男】**

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれの報告の申し出があります。

**【議長 山本 文男】**

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

総務厚生常任委員長、中嶋 奈良雄議員。

**【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】**

総務厚生常任委員会の調査の報告をします

記

1. 調査日 令和4年11月17日(木)
2. 調査場所 役場委員会室
3. 調査目的 地域包括医療局の体制等について

4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局
5. 対応者 副町長、地域包括医療局長、医療局担当者
6. 調査の概要（意見）

地域包括医療局の病院や診療所、各部門の体制や診療内容について、説明を受けた。

（考察）

医療局は、非常勤を含む医師7名、看護師43名ほか、合計87名の職員と他の医療機関の応援も受けながら、3つの医療機関ででき得る限りの医療を提供していると感じた。

現在は、新型コロナの対応が常態化しており、厳しい体制での業務が続いているようである。

そのため、各種委員会や会議で業務改善の取組がなされ、今年4月から、夜間勤務のオンコール体制の導入が図られている。

また、電子カルテの病院と診療所での情報共有の検討も行っているとのことであった。

その他、西郷病院は、へき地医療拠点病院として県指定を受けており、へき地医療の中核を担う病院として医師派遣事業等も実施しているとのことであった。

現在、県より医師5名の派遣を受けながら、また、働き手不足や働き方改革により、苦しい体制での運営ではあるが、町にとって重要な医療の充実に今後も努力してほしい。

続きまして、2つ目の報告をいたします。

1. 調査日 令和4年11月17日（木）
2. 調査場所 役場委員会室
3. 調査目的 町の財政状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局
5. 対応者 副町長、総務課長、財政担当者
6. 調査の概要（意見）

令和3年度までの美郷町の決算額等の推移及び令和3年度の財政指標について説明を受けた。

（考察）

町の財政状況は数字上では改善が見られるが、これは経済対策等による普通交付税や各種交付金、森林環境譲与税の増額やふるさと応援基金の取り崩し等によるもので、一過性の要因が多く厳しい財政状況には変わらないとのことであった。

また、歳出は物件費や補助費等が増加しており、歳入に大きく占める普通交付税は、人口減少により将来は減少すると見込まれるとのことであった。

実質公債比率は7.0%で、ほぼ県内の平均値であるが、交付税措置があるので、起債をもう少し活用してはとの意見も出された。

将来できる限り町民ニーズへの柔軟な対応ができるよう、歳入の確保を図るとともに、既存の事務事業を見直すなど、行財政改革を推進し、予算を効果的に執行していく必要があると感じたところである。

以上で、報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

文教産業常任委員長、那須 富重議員。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

それでは、文教産業常任委員会の調査の報告をします  
記

1. 調査日 令和4年11月7日（月）
2. 調査場所 議会本会議場
3. 調査目的 地域おこし協力隊の活動状況について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員
5. 対応者 政策推進室長、担当職員、地域おこし協力隊員
6. 調査の概要（意見）

地域おこし協力隊の制度と町の活動方針の説明を受け、協力隊員から活動状況について聞き取り調査を行った。

（考察）

地域おこし協力隊の制度は、町や地域住民でできなかった地域おこしを協力隊員のスキルや知識を最大限活用して、地域おこしを行うことである。そしてそれを通じて、退任後に町に定住できる企業や就職につなげることが目的であると捉えた。

しかしながら、スキル等が十分に生かされていない協力隊員がいるように感じた。必要に応じてルールを見直すなど、協力隊員の意見をいかにして吸い上げるかを担当職員は考え、自由度を高める必要があり、そのことにより定住率が高められると感じた。

最後に、町は定住に必要な支援を可能な限り実施するとともに、職員や町民は協力隊員が人生をかけて美郷町に移住していることをもっと意識するべきであると強く感じたところである。

付記事項については、省略いたします。

以上で、委員会調査報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第4 報告第9号 令和3年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の提出について

【議長 山本 文男】

町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。令和4年の最後の議会定例会ということで、四日間よろしくお願いたします。

それでは、報告第9号 令和3年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告を申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定されております。そこに、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされており、ここに報告するものでございます。

点検・評価対象でございます。

- ①教育委員会の活動としまして1事業
- ②学校教育の充実としまして12事業
- ③家庭教育の振興としまして3事業
- ④社会教育の振興、生涯学習の充実としまして4事業
- ⑤健康の増進と生涯スポーツの振興としまして2事業
- ⑥文化の高揚としまして3事業

以上がございました。

その、各項目と事務事業につきまして、町教育委員会に於いて自己評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定にあります、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」ということから、国立大学法人 宮崎大学副学長を歴任され、現在、学校法人 宮崎産業経営大学非常勤講師であられる、村岡嗣文氏の御意見をいただいたところでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、報告第9号の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第5 同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。同意第5号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年2月をもって任期満了を迎える上村かおり教育委員の後任として長田孝子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき議会の同意を求めるものであります。

北郷地区在住の長田孝子氏は、多年にわたり地域の子どもたちを対象としたピアノ教室を運営されるなど教育活動に熱心に取り組んでおられます。

また、3人のお子様を育てられる中で、地域や学校におけるPTA活動にも積極的に参加されるなど、本町の教育行政に高い見識を有していると認められることから、教育委員として適任であると考えるところであります。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は令和5年2月から令和9年2月までの4年間となります。以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命についての採決を行います。この採決は、会議規則第82条第1項の規定及び申し合わせにより、無記名投票で行います。

**【議長 山本 文男】**

議場の出入口を閉めます。

( 議場の出入口を閉める )

**【議長 山本 文男】**

ただいまの出席議員数は11名であります。

表決の方法は、「投票」ですので、議長を除く10名で投票を行うこととなります。

**【議長 山本 文男】**

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

【議長 山本 文男】

念のために申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

また、会議規則第84条の規定、白票の取扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対として取り扱いますので申し添えます。

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から議席順に投票をお願いいたします。

( 投 票 )

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

開票を行います。

1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員、開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

【議長 山本 文男】

投票の結果を報告します。  
投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。  
有効投票のうち賛成10票、反対ゼロ票です。  
以上のとおり全員が賛成であります。

【議長 山本 文男】

したがいまして、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を開きます。

【議長 山本 文男】

日程第6 議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約を議題とします。  
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約について、提案理由を申し上げます。

日向東臼杵広域連合議会の議員定数は令和3年1月25日付、議会運営委員会申し合わせ事項で人口に基づく基準が定められており、現在の議員数は、日向市8名、門川町3名、美郷町2名、諸塚村2名、椎葉村2名の計17名ですが、令和4年10月1日の現住人口を確認した結果、日向市の人口が6万人を下回っております。

これにより日向市選出議員定数を8名から7名に、全体の議員定数を17名から16名に改めることについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。  
この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第7 議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、職員の多様な働き方のニーズに資するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3に規定する高齢者部分休業制度を本町においても導入するもので、55歳に達した職員が定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で勤務しない事ができる制度を新設するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第8 議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例について、提案理由を申し上げます。

これまで、個人情報保護制度は国や民間事業者、地方公共団体で別々の法律や条例が適用されていましたが、個人情報保護法が改正され、令和5年4月から同じ法律が適用されます。

このことにより、公的部門における統一された保護水準の確保や官民横断的に個人情報の適正な取り扱いを確保することが個人情報保護委員会により行われます。

本町においても、このことに対応するため、従来の個人情報保護条例を廃止し、改正された法律で委任された開示請求に係る手数料を規定するため、新たに条例を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第9 議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 山本 文男】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各自治体が条例で定めるものとされています。令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な生活設計の支援を図るため、諸制度が設けられました。

これを受け、地方公務員法も改正され、国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げることになるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など国家公務員と同様の措置を講じることになりました。

本町においても、このことに対応するため、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第10 議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

関連がございますので、議案第75号、議案第76号の2件については、一括議題にしたいと思っております。

**【議長 山本 文男】**

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第76号までの2件を一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて期末手当の改定を行うものであります。6月と12月の支給割合を、それぞれ1.65月に改定します。これにより、期末手当の年間総支給月数は、3.25月分から3.3月分となります。本年は、6月に1.625月分を支給していますので、12月の支給割合を1.675月分として、年間総支給月額を3.3月分とするものであります。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第12 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

**【議長 山本 文男】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告を踏まえた勤勉手当の引上げ並びに給料表の改定及び地方公務員法の一部改正に基づく60歳を超える職員の給与の取扱いについて定めるものです。

第1条は人事院勧告に基づく改正です。

今年の人事院勧告ですが、本年4月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っていたことから、20歳代半ばの職員が在職する号俸に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げられました

また、特別給について、0.1月分引き上げられ、本年度については12月期の勤勉手当に、来年度以降は6月期と12月期の勤勉手当が均等になるように配分されることになりました。

第2条は、地方公務員法の一部改正に基づく改正です

公務員の職員の定年年齢の引き上げに伴い、60歳に達した国家公務員の給料月額、60歳前の7割水準に設定された取扱いに準じ、本町においても同様の水準に設定するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第13 議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法附則第64条の規定に基づき、関係する美郷町税条例を改正するものであります。

内容につきましては、町が定めた中小企業者の先端設備等に関する導入促進基本

計画に基づき、町内の中小事業者等が新たに取得した設備について、取得した年の翌年度より3年間、固定資産税の課税標準額をゼロとする特例措置を講じるものであります。

本制度は、中小企業等経営強化法に基づき、中小事業者等の生産性改革実現のために創設された制度であり、併せて、税制措置を講じることにより、国と市町村が一体となって中小事業者等の取組を支援するものです。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第14 議案第79号 美郷町の議会の議員及び町の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは議案第79号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）により、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター・ビラ作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

これに伴い本条例について、所要の改正をするものです。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第15 議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

**【議長 山本 文男】**

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正、既存予算のうち経常的経費の過不足、各種事業の進捗に伴う財源や歳出の更正、また併せて災害復旧事業の対応等必要な経費を要求するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億7,297万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を110億8,588万9,000円とするものであります。

それでは、歳入につきまして主なものを御説明いたします。

分担金及び負担金のうち、災害復旧事業に伴う地元分担金の見込みにより、農地・農業用施設災害復旧費分担金に1,678万8,000円を追加しました。

次に、国庫支出金のうち、国庫負担金には公共土木施設災害復旧費負担金に4億6,690万円を追加しました。また、国庫補助金は、システム改修補助金として民生費国庫補助金に66万円を追加、新型コロナワクチンの接種に係る体制確保事業補助金として衛生費国庫補助金に35万3,000円を追加しました。

これにより、国庫支出金全体では4億6,792万4,000円の増額となりました。

次に、県支出金のうち、県負担金には低所得者保険料軽減県負担金として民生費県負担金に5,000円を追加しました。県補助金は、農林水産業費県補助金のうち、特用林産業新規就業者支援事業補助金から事業費確定に伴い6万7,000円を減額、県単山村整備作業路開設事業補助金から交付決定により19万5,000円を減額、森林整備加速化・林業再生事業補助金を事業不採択に伴い1,668万8,000円減額しました。また、床並地区、松の越地区の県単治山事業補助金として56万円を追加しました。災害復旧費県補助金には4億7,625万円を追加しました。

これにより、県支出金全体では4億6,071万4,000円の増額となりました。

次に、財産収入では、財産売払収入のうち北郷黒木の町行分収木売払いに伴う公有林立木売払収入に770万円を追加しました。

次に、繰入金では、一般財源の不足分を調整するため、基金繰入金の財政調整基金繰入金に4億1,643万2,000円を追加しました。

次に、諸収入では、強い農業づくり交付金返還金71万円、国道改良工事に伴うケーブルテレビ施設移設補償金130万円の追加があり、その結果、222万円の増額となりました。

最後に、町債のうち、公共事業等債に、事業の追加採択による県営中山間地域総合整備事業負担金の増に伴い300万円を追加しました。災害復旧事業債に3億9,820万円を追加しました。

続いて歳出について説明させていただきますが、臨時的な経費及び政策的な経費を中心に、主なものを説明させていただきます。

初めに、議会費から5万1,000円を減額しました。内容は職員人件費の補正であります。

次に、総務費に1,194万1,000円を追加しました。

財産管理費では、南郷支所庁舎屋根防水工事費として南郷庁舎維持改修費に213万4,000円、北郷地域課管理の公共施設修繕費などのその他財産管理費に79万円を追加しました。企画費では、空家利活用推進事業補助金、老朽危険家屋等除却促進事業補助金など空家対策事業費に60万円、企画一般経費に企業版ふるさと納税寄附感謝状製作委託料40万6,000円を追加しました。

電算システム管理費では、財務会計システムの改修など、委託料64万9,000円を追加しました。

徴税費の賦課徴収費では、新增築家屋調査委託料として54万6,000円を追加しました。

次に、民生費に760万9,000円を追加しました。

このうち高齢者福祉費の高齢者福祉支援費では、利用者数の増に伴い生活管理短期宿泊事業委託料に80万円を追加、障がい福祉費では、利用者増加に伴い地域生活支援事業の日常生活用具給付費に12万円、対象者の増により、更生医療費給付費に100万円、介護士給与のベースアップと診療報酬アップ等に伴い、障がい福祉サービス費に500万円、障害福祉サービスデータベース構築によるシステム改修委託料に88万円を追加しました。

次に、衛生費に606万7,000円を追加しました。

このうち保健衛生費の保健衛生総務費では、二次救急医療対策負担金114万4,000円を追加しました。水道費では、南郷中渡川地区個人水道に対する水道施設整備補助金18万円を追加しました。清掃費の塵芥処理費では、台風14号により被災した北郷廃棄物集積場シャッターの修繕費として廃棄物施設整備工事費に55万円を追加しました。また、し尿処理費では、電気・物価高騰により負担増となった入郷地区衛生組合負担金に206万7,000円を追加しました。

次に、農林水産業費から99万9,000円を減額しました。

このうち農業費の農業振興費では、町を介して県へ返還する、強い農業づくり交付金返還金に71万円追加、実施設計により増額となる農用地管理事業に54万8,000円を追加、農地費では、事業の追加採択に伴う県営中山間地域総合整備事業負担金に390万円を追加しました。これにより農業費では、723万7,000円の増額となりました。

続けて林業費の林業振興費では、特用林産物振興事業の販売促進並びに燃料高騰対策への補助金として、特用林産振興事業（町単）に123万円を追加、治山事業費では、床並地区、松の越地区の県単治山事業費と南郷地区の町単治山事業費に併せて266万円を追加、公有林整備費では、町行分収造林地負担金385万円を追加しましたが、林業振興費において、森林整備加速化・林業再生事業の不採択に伴い1,668万8,000円を減額したこと等により、林業費では823万6,000円の減額となりました。これにより、農林水産業費全体としては減額となりました。

次に、商工費に1,097万3,000円を追加しました。

このうち観光費の観光振興費では、温泉のポンプ及びフロートスイッチの修繕費として、石峠レイクランド管理運営費に49万8,000円追加、南郷温泉のポンプ修繕、屋根改修工事費として、南郷温泉管理運営費に166万3,000円を追加、コテージ山霧の塩素注入設備修繕費、コテージ施設の改修工事費として南郷地区観光施設管理運営費に839万2,000円を追加しました。

次に、土木費に788万9,000円を追加しました。

道路維持費に台風14号により被災した、町道の迂回路整備に使用する道路維持

原材料代200万7,000円を追加しました。公営住宅管理費では、公営住宅維持管理費に121万9,000円、住宅管理一般経費に旧NTT社宅の不動産購入費を含む215万円を追加しました。河川砂防費の河川管理費6万1,000円の追加については、北郷黒木谷川通常砂防事業に係る経費であります。

次に、消防費に43万6,000円を追加しました。

主として、職員人件費の補正であります。

次に、教育費に1,082万6,000円を追加しました。

このうち社会教育費の公民館費では、大会参加者費用弁償から九州公民館大会中止による不用額26万1,000円の減額、公民館維持補修補助金の申請取り下げによる不用額90万9,000円の減額等、公民館費全体で130万4,000円を減額しました。体育施設費では、社会体育施設の修繕費66万4,000円、入下多目的研修センター照明改修工事費として150万7,000円を追加しました。

次に、災害復旧費に15億7,724万4,000円を追加しました。

このうち、農地・農業用施設災害復旧費に3億9,270万4,000円、林業施設災害復旧費に4億5,900万円、道路橋梁災害復旧費に7億2,554万円を追加しました。

最後に、諸支出金に1億4,104万3,000円を追加しました。

このうち特別会計繰出金には、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金170万5,000円、国民健康保険事業特別会計繰出金60万円、介護保険事業特別会計繰出金374万7,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,470万円をそれぞれ追加しました。

基金積立金には、学校教育施設整備基金積立金29万1,000円を追加しました。

以上が主な補正の内容であります。これにより、令和4年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ110億8,588万9,000円となりました。

次に、4ページの繰越明許費について説明いたします。

戸籍情報システム改修事業につきましては、デジタル法適用に伴う令和5年度からの戸籍事務内連携サーバー運用に対応するために、国の補助を受けてシステム及び関連機器の改修を行うものですが、国の交付決定が令和5年2月となる見込みであり、その後の委託契約となりますと年度内完了が困難となる見込みであるためです。次のガンバレ！農業びと応援プロジェクト事業は、生涯現役で農業に取り組むために必要な、施設改修や機械購入費に対し3分の1以内で補助するものであります。該当予算については、ハウスの改修に対しての補助金であります。台風14号の影響により施工業者の年度内対応が困難となったために繰越予算に計上するものです。

また、各災害復旧事業につきましては、令和5年2月までの予定であります。災害査定後の工事発注となりますので、年度内完成が困難となる見込みから、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費の予算を計上するものです。

最後に、5ページの地方債補正につきましては、公共事業等債に300万円、災害復旧事業債に3億9,820万円を追加し、全体の限度額を10億9,115万6,000円とするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第16 | 議案第81号 | 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）    |
| 日程第17 | 議案第82号 | 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第18 | 議案第83号 | 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第19 | 議案第84号 | 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）      |
| 日程第20 | 議案第85号 | 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）    |
| 日程第21 | 議案第86号 | 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第87号 | 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）    |

**【議長 山本 文男】**

お諮りします。

議案第81号から議案第87号までの7件については、一括議題にしたいと思っております。

**【議長 山本 文男】**

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号から議案第87号までの7件を一括議題とすることに決定しました。

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億505万8,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、一般会計繰入金として60万円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、まず、一般職員人件費として60万円の追加予算を計上しております。

また、基金積立金を2万2,000円減額し、その他、諸支出金の償還金など合計2万2,000円の追加予算を計上しております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第82号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,647万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億206万7,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、令和4年度保険給付費における各サービスの支出状況を踏まえて歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

歳入につきましては、保険給付費の実績見込みに伴い国庫支出金の介護給付費負担金が397万7,000円、支払基金交付金が3,684万円、県支出金の介護給付費負担金が379万4,000円増額となっております。

歳出につきましては、保険給付費において居宅介護サービス費を2,000万円、施設介護サービス等給付費を60万円、居宅介護住宅改修費を12万5,000円、高額合算療養費を60万円増額しております。特定入所者介護サービス費を495万円減額し、介護サービス等諸費においては介護予防サービス等給付費を360万円、居宅介護支援サービス等給付費を10万円、介護予防地域密着型サービス給付費を382万3,000円増額いたしました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第83号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億911万4,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、給料表改定に伴う会計年度任用職員の報酬、期末手当の増額によるものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万4,000円を増額いたしました。

歳出につきましては、会計年度任用職員の報酬3万6,000円、期末手当8,000円、合計4万4,000円を増額いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第84号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、現行予算の組み替えによるものであり、予算総額に変動はございません。

簡易水道総務費の備品購入費のうち、庁用車管理購入費の入札執行残20万円、簡易水道財産管理費の委託料のうち、浄水場配水タンク清掃業務委託料49万円、地方公営企業法適用移行業務委託料72万円を減額し、需用費に施設維持管理費の電気代不足分20万円を追加しました。また台風14号の倒木により破損した神門浄水場施設のフェンス修繕費55万円、予備費に66万円を追加することによりまして、歳出内での組み替えを行うものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第85号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,620万円を追加し、予算の総額を3億594万5,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金に計画策定委託業務の国庫補助金として4,150万円、一般会計繰入金に1億3,470万円をそれぞれ追加しております。

歳出につきましては農業集落排水事業費の需用費のうち、不足が見込まれる電気代に60万円、修繕費に50万円を追加、委託料のうち地方公営企業法適用移行業務委託料の入札執行残を50万円減額し、計画策定委託料に5,010万円を追加、工事請負費に台風14号により倒壊したフェンスの復旧を行うため100万円、農業集落排水施設災害復旧費の工事請負費に1億2,450万円を追加しております。

計画策定委託料につきましては、施設の適正な維持管理を行っていくための計画を策定する維持管理適正化計画策定委託料3,300万円と、その計画をもとに機器更新などを行い、施設の強靱化を図るための施設整備事業計画策定委託料1,710万円となっております。

施設災害復旧費の工事請負費につきましては、施設の本復旧工事として、点検蓋の作成、電気機械設備の取替交換、計装版のかさ上げに係る費用を計上しております。財源となる補助金等については、国の災害査定が終了していないため、査定額をもとに令和5年度予算にて計上することとしております。

これら計画策定事業及び災害復旧事業につきましては、どちらも令和4年度から令和5年度の2か年事業とし、今回の補正と併せ繰越明許費として提出させていただいております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第86号 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億775万2,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、職員人件費不足分130万円及び給料表改定による会計年度任用職員人件費40万5,000円の増額であります。

歳入補正の主なものは、人件費の増額に伴う一般会計繰入金170万5,000円の増額であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第87号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきまして、それぞれ12万1,000円の増額補正を行うものであります。

内容につきましては、収入では、労災レセプト電算処理システム導入支援金として12万1,000円の増額、支出では、会計年度任用職員の育児休業等による給料の減、人事院勧告に伴う手当の増など合わせて531万9,000円の減額、労災レセプト導入にかかる経費や修繕費など263万1,000円の増額、空調設備改修や発熱外来診療棟の設置など固定資産の増加による減価償却費280万9,000円を増額補正するものです。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月9日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第23 請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援強化を求める請願を受理しました。

お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

**【議長 山本 文男】**

以上で、本日の日程は全部、終了いたしました。

次は明日、12月7日水曜日です。定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

**【事務局長 沖田 修一】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時07分)

令和4年第4回定例会

美郷町議会会議録(第2号)

令和4年12月7日

美郷町議会

# 令和4年第4回美郷町議会定例会会議録（第2日）

令和4年12月7日（水曜日）

◎開会日時 令和4年12月7日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和4年12月7日 午後1時07分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和4年第4回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

令和4年12月7日

午前10時開議

## 日程第1 一般質問

### 3番 中田武満 議員

1. 本年台風14号被害後の対応、対策等について
2. 西郷病院、南郷診療所、北郷診療所での医療情報共有について

### 2番 早川節夫 議員

1. 台風14号で住宅の浸水被害を受けた現在及びこれからの仮住宅について
2. 高齢者の補聴器購入時の補助について

### 8番 小路文喜 議員

1. 「神話の里」事業承継について
2. 水道料金制度の変更について
3. 医療費助成年齢の引き上げについて
4. 地域活性化事業実施について

### 6番 川村義幸 議員

1. 社会福祉協議会の会長職について

# 会 議 録

令和4年12月7日  
午前10時開議

## 【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 山本 文男】

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は一般質問であります。多くの方々が傍聴に来ていただいております。御礼申し上げます。ありがとうございます。

## 【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

## 【議長 山本 文男】

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

## 【議長 山本 文男】

日程第1、一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は7名であります。

本日は4名の一般質問を行います。残り3名は明日、行います。

通告順に一般質問を行います。

なお、質問と答弁を合わせて1時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますので、よろしくお願ひいたします。

通告順に質問を許します。

3番、中田 武満議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

## 【3番 中田 武満】

議長。

## 【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

## 【3番 中田 武満】

先般の台風14号におきましては、県内外に甚大な被害をもたらしました。被災者の皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧・復興に携わられました方々の御苦労に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、今後、さらなる復旧・復興に対しまして万全を期していただくようお願いしたいと思います。

国道388号線、鬼神野阿切地区の道路決壊におきましては、地元業者の一生懸

命なる土木作業によりまして、12月1日にやっと開通して、地元の方また椎葉の中山、小崎、梅尾の住民の方々も大変、喜んでおります。本当にありがとうございました。まだ椎葉村の3地区におきましては、まだ被害が遭ってそのまま状態を手をつけてない場所、または路肩が決壊してそのままの状態です。非常に危険な状況にありますので、本当に復興が心配される場所でもあります。

今回の台風14号につきましては九州上陸ということで、情報によってはそんなに大型ではなかったという情報でありましたけれども、台風が去った後、大雨による大変な被害を残しておりました。

これからもこういった異常気象による台風被害は予想されます。そのためにも今回の台風被害経験をもとに反省点を整理して、次の台風被害等に備えることが最も大事なことはないかと思っております。

町におきましても、対策会議も何回も開催されているようではあります。その会議内容と重複する点もございますけれども、何点かお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお伺いしたいと思っております。

まず1点目につきましてであります。町の災害対策本部の組織についてであります。

組織は町の各課、または2支所で大きく構成されているようであります。会議の場所は本所です。西郷で行われるのが当然だろうとは解釈しておりますけれども、台風接近前の会議においては、交通便もいわけですからスタッフはそろいますけれども、今回の台風のように道路が決壊があって、西郷南郷間、北郷西郷間の道路が不通になった場合、この2つの地域窓口対策部、いわゆる支所の対策についてのことであります。

2地区が被害状況の把握や復旧対策等、活動しなくてはならないわけですが、その中で人的体制等、万全であったか、安全の中ではどうだったのか。不備はなかったのか、お伺いしたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。今日から一般質問ということで、明日まで7名の議員の皆様方から貴重な御意見をいただきたいというふうに思っております。

今回の台風でありますけど、大きな爪痕を残したということでございます。本当に被災されました皆様方には衷心よりお見舞いを申し上げます。そういうふうに思っております。

幸いなことにといいますが、人的被害がなかったと、これだけが救いだなというふうに思っております。

今、議員がいろいろな形で対策本部としてどうかという話であります。

今回の台風14号に関しまして本町の対応としましては、9月16日に臨時の管

理職経営管理会議を開催しまして、その時点での台風情報により今回の防災活動の確認を行っております。

9月19日から災害対策本部を解散した9月26日までの八日間ではありますが、毎日夕刻に、災害対策本部会議を開催しました。

会議では、当日、確認された被災状況及び復旧状況の報告、被災者への支援活動の状況報告と、翌日の活動計画、不足している物資情報と、多岐にわたり協議を行ったところであります。

この協議の結果により、支援物資、食糧・水・発電機・燃料の支給・簡易水道施設の復旧作業・災害ごみの対応・被災者支援等の活動を行っております。議員御質問の不備や不足に関して、その都度、協議して解決や改善を図ってきたところでございます。

しかし、その後にも町民の皆様から御意見や御要望をいただいたところであります。早急に対応すべきものについては対応を終わらせておりますが、検討すべき課題も多くございます。いろいろな形で対策を練ってきて、また実行してきたというところであります。各課において今回どういう対応をしたかと。それが全て機能したかということで、報告書を出していただきまして、総務課、危機管理のほうで要約して、それをもとに、起こったらいけないんですけど、起こるということを想定しながら、また計画を練り直すと。大きく言えば美郷町の地域防災計画の練り直しをする必要も出てきたと、そういうふうにしておるところでございます。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【3番 中田 武満】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

3番、中田 武満議員。

**【3番 中田 武満】**

ぜひとも改善すべき点は改善をお願いしたいところであります。

南郷地区は「停電によって貯水槽のポンプが回らないのでしばらく断水します」ということで当初、説明があったんですけども、停電が解消しても断水が続いたわけです。それは貯水槽の現場に行ったら、水が貯水槽に行ってなかったと。導水管が破損していたという状況だったんだそうです。

ですから、支所の職員の体制に不足があって、現場に支所の職員も行けないような状況でもあったのではないかと思いますので、今後、被害があった場合は人的体制もぜひ見直して体制づくりをお願いしたいところであります。

では次に、今回、あるところによりますと停電が長く続いて、復旧の遅れや復旧の時期に正確な情報が伝わらなかったという点であります。台風被害に遭って、道路は不通で停電が続いて、また断水までになり最悪な状況が続いたわけでありまして。そういったときに電気の復旧する時期を住民はすごく期待して待っているんですね。暗い毎日ですので、停電になると非常に苦しい生活が続きます。

九州電力からの被害の状況報告はありますけれども、復旧の目途については正確

な回答がなかったということも聞いております。次の台風に備えて、事前に九州電力との業務提携といいますか、被害に遭った場合は情報交換をしてより復旧が早くなるような体制づくり、そういった協力体制を結ぶ考えはないか、町長にお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるとおり停電が長引いているという話の中で非常に町民は苦勞されたということを知っています。インフラストラクチャー、下部構造といいますけど、そこが非常におかしくなると町民の生活に大きな影響を与えるというふうに思っています。

九電の停電関係なんですけど、停電を復旧していくのはもう九電しかありません。熊本県とかそういう応援の中でやってきたという九州電力様の回答なんですけど、私が思ったときには、和田のあのちょうど被災された地域に大きな工事車両が5台、6台入って、二日間くらい徹夜でやっておりました。

その後、私の地区は和田の横ですので、朝方、うちのほうは停電が解消したと。でも、その和田地区の古川地区は停電が解消してないと。九電さんに「今、どうしよるのか」という話で電話をしたんですけど、明確な回答が得られなかったということがありますし、それを町民のほうに情報として伝達することもいかなものかというふうに思いましたので、早く復旧をお願いしますと。そこを直したら、どこの停電が解消されるのか。今、どこをどういう形で工事してますので、この地区が、例えば、二、三日後には復旧しますとか、そういうものを示してくださいということで、この九州電力の宮崎支店のほうに、ちょうど所長やらがこちらのほうに来ましたので、そのときに「そういう情報をどんどん流してくれないか」ということを伝えております。

ですので、「今後、分かりました」ということで、「出せる情報は情報はどんどん流します」ということでしたので、今後もしそういうことになったら、防災無線等で情報の提供というか、流していけるのではなからうかというふうに思っております。

やはり電気がないと全てが悪いというか、議員おっしゃいましたように水道もポンプアップしているところもありますので、そういうことで一刻も早く電気の復興というか復旧が最初かなというふうに思ったところでありますので、九州電力に対してはそういう申し入れをいたしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

そういうことで、九州電力との業務提携等、事前の対応方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、町が定めております避難場所については、見直しが必要ではなかつたか、お伺ひしたいと思ひます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その避難所と避難場所なんです、避難所ということでございますが、確かに議員がおっしゃいますように、ここで大丈夫なのかという話になると、全てが大丈夫という話ではないと。

ですので、指定している場所が絶対、安全かという話になると、そうでもないというふうな気がいたします。こういう言い方は不都合かもしれませんが、どこにおつても危ないというふうな気がしてなりません。

しかし、その中でもやはり地域によって山に囲まれた場所がありますので、どうしてもそちらのほうが気になってきます。

ですので、避難所の指定をやつてゐるわけですが、またいろいろな方の意見を聞きながら、また会議を行つて、本当にいいのかという部分の点検が必要だと思つております。

前の西郷の松野越、そこは指定している避難所ではありません。

ただ、地区住民がそこに寄つて避難したと。あそこは上区の島戸の公民館のほう指定所です。そこは指定しているわけではなかつたんですが、そこにたまたま住民の方が心配して避難したと。で、ああいう結果になつたと。本当に行つてみたとき、びっくりしたと。何か「ぞつとする」という言葉が適格かなと思つたんですが、本当に壊れて落ちてたら、人的被害ということが出てきたというふうにおつております。

ですので、再度、防災会議等の中で避難所の点検、そしていろいろな区長さんとか消防、いろいろな人から情報を集めて、やはり絞り込んでいく必要があるのかなというふうにおつております。

地震の場合はすぐということになります、台風の場合は時間がありますので、やはり安全な避難所の中に避難していただくということが一番肝要かなと思つております。まだ時間があるうちに、安全な避難所を設置して、そこに避難していただくほうが、こちらとしても命を守るということに関してはそういう方向性を取らせていただきます。

ですので、再度、避難所の確認ということはやつてまいりますので、議員各位も御協力をお願ひしたいと思つております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

鬼神野地区も何か所かございますけれども、今回、森の駅とかは場所も狭くてフロアは冷たいし、川に近くて非常に危険な場所になりました。ぜひとも見直していただいて、改善していただきたいと思えます。

次に、台風14号の被害状況をまとめた一覧表も示されまして説明がありましたけれども、この対策、復旧作業日程などの被災地、被災者への説明等を今後どうしていくのか、お伺いしたいと思えます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、建設課のほうで日夜、努力しながら、災害査定を受けているという状況でございます。県のほうから土木事務所の職員そして日向市役所建設課の職員が1人ということで、2人派遣をいただいて、その中で頑張っているところでございます。

台風14号による被害は、河川・町道が96か所、林道が91か所、農地・農業施設が128か所、計315か所、概算の被害額は31億6,800万円となっております。

本復旧に向けては、全ての箇所では災害査定を受験が必要となりますので、公共土木（町道・河川）が11月上旬から令和5年2月上旬にかけて、森林土木は12月上旬から令和5年1月中旬にかけて、農業土木は11月上旬から12月末までに、それぞれ3回から7回に分けて行われることとなっておりますので、災害査定終了後に本復旧工事の発注を考えております。

発注箇所は農地・農業施設等災害を優先したいと考えております。その中でも、水路が崩壊し水通しができない用水路や河川の増水により農地が流亡、なくなるとか、または埋没し耕作が困難となっている箇所の緊急度が高いと考えておりますので、そういうところを先にやっていきたいというふうに思っております。

全ての査定が終わったときに、関係者等々に通知をいたしまして、しっかりと復旧の行程を示していきたいというふうに思っております。

ですので、そういう状況でありますので、まだ工事額といえますか査定が終わってないということもありますので、全てを周知できるわけではありませんが、終わ

った後には広報等々でその周知を図っていきたい。

特に、関係する被災者といえますか農地がという話で、田んぼが始まりますので、早くそういう部分はそういう方々と意思疎通を図りながら、復旧に向けてやっていきたいというふうに思っておりますので、御了解をお願いいたします。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【3番 中田 武満】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

3番、中田 武満議員。

**【3番 中田 武満】**

ありがとうございます。被災者また被災地の方は待っておりますので、いい機会に説明方をお願いしたいと思います。もう予算もついて、あとは建設業者が足りれば、どんどん進んでいくと思います。

被災者には、中間報告でも結構だと思います。そのままではなく住民に希望を与える、被災者に希望を与えるためにも、親切なる説明をお願いしたいところであります。

一覧表の中にあるのかどうか分かりませんが、国道に流れ込む谷の災害、それが南郷のほうでは非常に多いように見受けられました。特に、小又・下田の原の間の国道のがれき、土砂の散乱、それから市谷から牛山の間が2件、牛山から新屋敷の道路の被害、それから川上迫の向かい側の水路のところの水が噴き出して土砂が流れ込んで、そこについては国道ではありますけども、仮復旧でそのままの状態であります。再被害が起こる可能性もありますので、できたら急いでいただきたいということも考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

次の質問に入ってよろしいでしょうか。

**【議長 山本 文男】**

2問目の発言を許します。

**【3番 中田 武満】**

では、次の質問に入ります。

美郷町の3病院の電子カルテ情報を共有できないかという件でございます。

この件につきましては、先の令和3年度決算等審査特別委員会報告書に付記事項としてお願いした経緯もございます。

また、先日、委員長より報告がありました11月17日開催の総務厚生常任委員会所管事務調査におきまして、美郷町内の包括医療局の体制等について、資料に基づきまして詳しく説明をいただきました。

その中で、「電子カルテ情報の共有化の検討も進めていく」ということでありましたけれども、再度、一般質問によりまして早急な改善ができないか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この電子カルテなんですけども、令和3年度に北郷診療所、令和4年度に南郷診療所と順次、導入を図ってまいりました。今年10月に南郷診療所に導入が完了したということであります。

ですので、1つの病院2つの診療所に電子カルテの導入が終わったと。これを今度はどう結ぶかということであります。

これは診療所間で共有することになると非常に利便性が高くなるということでありますが、1つは、個人情報保護法という法律が引っかかってくるという話でもあります。早く言えば、それぞれの病院内なら問題はないのですが、それをつなぐとなると、少し問題があるのではなかろうかという話でありますが、美郷町で考えれば、そんなことはないっちゃろうというふうに私は思っております。

ですので、せっかくこの電子カルテを3つのところ、病院に導入したわけでありますから、早いうちにこれをつなぐというか、利便性を高くしていくということは当然のことだと思っておりますので、医療局のほうにそういうことで早くできるように指示といいますかお願いをしているところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 山本 文男】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思っております。

西郷病院は24時間開業といいますか、正しい言い方が分かりませんが開いておりますので、情報はすぐさま確認できますけども、南郷、北郷の診療所におきましては、平日は5時以降から8時頃まで、土曜、日曜は開業しておりませんので、そのとき診療所で受診しております方々の医療情報は必要なときに確認ができないような状況であります。

人が急に病気になって救急処置が必要な場合は、その人の持っている基礎疾患が何であるのかというのが一番重要だと思います。

南郷診療所に1か月のうちに通院している固定の患者さんといいますか、受診者、これは去年のデータなんですけども409人ということで、北郷の方が151人ということで、この560名、去年の受診者の方なんですけども、1か月のうちに560

人の受診データは先ほど言いましたように時間外については、その情報が得られないということになりますので、ぜひとも改善をしていただきたいと思います。

町民が安全で安心して暮らせる美郷町にするためにも、ぜひともお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

**【議長 山本 文男】**

これで、3番、中田 武満議員の質問を終わります。

再開を10時40分からにします。

(休憩：午前10時29分)

(再開：午前10時38分)

**【議長 山本 文男】**

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

次に、2番、早川 節夫議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

**【2番 早川 節夫】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

2番、早川 節夫議員。

**【2番 早川 節夫】**

それでは一般質問に入らせていただきます。

今回の台風14号、先ほど、中田議員も言われましたけども、私もその台風のことです少しお話をさせていただきたいと思います。

今回の台風では、ここ美郷町では数多くの災害、被害を受けました。災害、被害を受けられた皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

それから、台風時及びその後の対応に尽力をいただいた危機管理課を中心とした役場の職員の皆さん、また消防団員の皆さん、それからいろいろな方面からのボランティアの皆さん、本当に泥にまみれながら片づけ等、一生懸命やっていただきましたことに心から感謝申し上げたいと思います。

皆さんのこの対応は、被害を受けられた方にとってはどれほどありがたかったかなあと思っております。特に、消防団の方は自分の仕事をさておいて、片づけ等に回ってくれたという話も聞いております。被害者の方から「本当にありがたかった」という言葉もいただいております。

そんな中で今回、和田地区を中心に浸水被害を受けた方がたくさんおられますが、その中で現在、県営住宅に5世帯、町営住宅に2世帯仮住宅に住まわれている方がいますが、何回も引越しするのは大変かと思われます。いつまで住み続けられるのか、確認が取れているのか、まず伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今回の台風14号であります、本当に多くの方々に御協力をいただいて今日を迎えているということでもあります。本当に消防団員の皆様そしてボランティアの皆様のおかげで何とかここまでこぎつけたということでもあります。本当に人の力でなっていくものだと感じたところでございます。

議員の住宅関係でありますけど、議員おっしゃるように、現在、和田地区で浸水被害を受けた4世帯9名の方が宮崎県共済住宅に、それと町営住宅に1世帯2名が一時的に入居されております。

宮崎県共済住宅に入居されている世帯につきましては3か月の入居契約を締結していますが、さらに更新によりまして来年9月までは入居可能と聞いております。その後につきましては、その時の協議になるものと思われま。

宮崎県共済住宅はあくまで仮住宅でありますので、被災者の住宅についての方向性を伺いながら、協議していくこととなります。御理解をいただきたいと思っております。

町営住宅に入居されている1世帯につきましては、家賃の猶予期間が6か月以内であり、期間後は家賃徴収を行うこととなるため、入居者と十分な協議を行いたいというふうに思うところであります。

いろいろ被災者の会の方々と話すと、どういう形で復旧をしてくれるのかという話であります。その復旧計画が決まらなと、そこに住むか、また住宅を改装して住むか、決め兼ねられないという方もいます。

ですので、被災者の会を立ち上げておりますので、土木事務所等々とそういう会議を早く、今、2回してはありますが、積極的に開催していただきまして、土木の方針を早く決めていただきたいということをお願いをしているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。今回、浸水被害を受けた方はもう2回目。いや、もう3

回目という方たちでした。

しかしその中でも、ある方は、もう一回、家をいびって、「ここにまた住むわねえ」と言われた方が、もう家を修理を始めている方もおられました。理由を聞いたら、「ここを離れたくないとよね」と言われておりましたが、まさに住めば都、本当に離れたくないのかなという気持ちがひしひしと伝わってきました。「今度は皆さんの力で、水が上がらんごつ工事をしてくださいね」と言っておられました。その言葉は本当に胸を打つものがありましたので、ぜひ、災害に強い美郷町をつくる意味でも、早目、早目にいろいろな対策をとって、もちろん私たちもできることは精いっぱいやりながら、町と組みながらやっていきたいな、やってもらいたいなあというふうに思っているところです。

自宅が復旧するまで、またはつきりと工事が決まるまでに、引っ越しをすることなく安心して住み続けられる住宅の確保が必要であると思います。もちろん町でもその支援を考えているのか、伺いたいんですが、今、話を聞きますと、ちょっと考えるところもあるのかなというふうに解釈をしましたが、いま一度、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな形の対策の中で、やはり「寄り添う」という話の中で、しっかりとしていかなければならないということで、被災された方の利便性を図るということは一義的かなあと考えておりますので、そういう方向で協議しながら、無理が行かない程度にこちらも対応していきたいと。

以前も言いましたように、この災害が人口減少のきっかけになるという話をしたことがあります。そうならないようにやはり食い止めるというか、住んでいただくというために今後、しっかりとした県とか国の応援をいただきながらやっていくことになるというふうに思っておるところであります。

ですので今後、その住宅に関しては優先的に入れ、そしてまた家賃についてはそこ辺の便宜を図っていききたいと。

その後に、被災者の方がどうするかという部分を待って、どこに住むか、また家をいびるかという話になってこようと思いますので、そこまでは見ていきたいというふうに思うところあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

**【2番 早川 節夫】**

浸水被害を受けた方は本当に心痛く、今、過ごされているのかなあというふうに思っております。また正月、自分の家でなくて仮住宅で過ごす寂しさとかむなしさというものを自分で思いながら過ごしていくのかなと思うところでございます。

先ほども言いましたけども、もう2回目、3回目と。多い人は多分、4回目くらい被災されている方がいるんじゃないかなと思っております。本当はもうちょっと早くに災害に強い美郷町またまちづくりというものに手がけていかなければならなかったのかなというふうに思っているところでございます。

今、浸水被害だけではなくいろいろな被害を受けられた方がたくさんおられます。その人たちの明るいまちづくりという形で尽力をしていただければありがたいかなと思っております。

また、話を聞きますと、建設が今さっき工事の数も発表されましたけれども、300を超える工事の数、本当に査定が2月いっぱいまでかかるということでございます。担当される職員の皆さんは本当に大変かと思っておりますけれども、一日も早い復興・復旧のための頑張ってくださいますことをお願いして、1問目の質問を終わりたいと思います。

2問目の質問に移ってよろしいでしょうか。

**【議長 山本 文男】**

2問目の発言を許します。

**【2番 早川 節夫】**

2問目の質問に入りたいと思います。

次は、高齢者の方の補聴器購入時の補助についてということで、少しを話をさせていただきます。

実は私、8月に自分でちょっと新聞みたいなものを発行してるんですが、その中で、町民の声ということで補聴器の話がありましたので、それをちょっと載せました。そうしたら、いろいろなところから話に来て、「耳が聞こえんで困っちゃってねじゃけど、補聴器を買いたいっちゃけども、高いとよね」と。「どのくらいすすとですか」と聞いたら、片耳5万くらいから、前は30万円と言われてたんですけど、今は50万くらいかかるそうです。

その中で、美郷町では病院に行って診察を受けて、聴覚障害による障害手帳を受けた場合には、補聴器の交付が受けられる制度があると聞いております。もちろんその制度は早くからあったかなと思うんですが、なかなか町民の方がその制度を知っている方が少なくて、もうちょっと広報的にうまく知らせるとよかったのかなあと思うところもあります。

ただ、この制度はその手帳をもらって、多分、国がお金を出す制度だと思うんですが、段階が1から5くらいあるのかなと思うんですが、その段階を一律として助成をしますということです。

ただ、時間がかかるし、1回、町で申請しても、国からの返事を待たんと、それができないという形なので、ちょっと便利さに欠けているのかなあと思うところがございます。

それで、美郷町では、65歳からこの補聴器購入の助成ができないものかなとい

うふうにちょっと考えましたので、話をさせてもらってるんですが。

聴力低下へ早急に対応するためにも、また認知症やフレイルの進行を穏やかにし生活の質を維持し、社会交流を図り、また住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者の方、65歳以上の方かなあと思うんですが、その方に補聴器を購入するときに費用の一部を補助ができないか、町長単独でできないかということです。

宮崎県では、三股町が1件、取り組んでおります。県外のほかの県も各市町村、単独で助成をしている町村がかなり増えてきております。そういうことから、美郷町単独でやっていただけないものかなと思っておるところですが、いかがなものか伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に議員おっしゃるように難聴の方が増えているということで、自分もそうなんですけど、今まで聞こえておった声が聞き取れなくなってくるという、結局、声には強さと弱さ、それと高さや低さという部分があるんだろうと思いますけど、若い人と話す、女性の方と話す。特に声が高い人の声が聞き取りにくくなったと、自分でそんげして思います。

ですの、補聴器を買おうかなあと思ったときに、補聴器が高いと、そういう思いであります。基本的には、議員と同じような感覚は持ってます。

今、議員がおっしゃいましたように町の制度は障害者手帳を交付を受けた方で、そういう聴覚障害がある人、そしてまた18歳以下のそういった子供たちの補助と、そういうものはつくっております。

ですが、今さっき言うフレイルというか、やはり65歳過ぎていくとどんどんどんどん脆弱になっていくとか、体も悪くなりますので、そういう方向に進んでいくということはもう否めないかなあ。会話がしっかり聞こえないということは非常にそういう認知とかそういう方向に傾いていくとか、傾向になるのではなかろうかと。やはり人がわあわあ喜んだり何やかんや話しよる中で、自分だけ聞こえないと何か面白くないし、疎外されているような感じもするでしょうから、やはりそこ辺は考えるべきかなあというふうには思うところです。

おっしゃるように県内では三股町が65歳以上の方を対象として、限度額3万円という金額をもって補助しているということですので、美郷町においてもやはりそういう方々が増えてきたという実情を鑑みますれば、何らかの手を打っていくのがいいのかな。それが大きな障害に発展しないということを含めて、予防という段階の中で対処してくほうが考え方はいいのかなと思っておりますので、また役場内で担当課長、担当者と話しながら、社協も含めた中でどういう実態かという部分も見極めた中で、ちょっと制度設計を考えていきたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。本当に今の町長の答弁をお聞きしましてちょっと安心をしたところでございます。

この制度が前向きに進んでいくと、かなりの方が助かるんじゃないかなと思ってるところです。やはり耳が聞こえるようになるということだけで人間変わるそうです。うちのおふくろが実際、そうなので、3か月ほど前に補聴器ではないんですけども、集音器を買って、耳につけて話をしたら、もうそれだけでも全然、違う。それまでは人が来たら逃げてました。話をするのがおっくうだと。話を聞いても聞こえない。もう何を言ってるか分からないと。もう本当、人が来たら逃げて隠れるようなことがありましたけども、その集音器をつけることだけでも何かまたみんなと話ができるという、笑顔がまた戻ってきたような気もしました。

ただ、集音器だとちょっと限界がありますので、やはり補聴器の制度の確立をしてもらったほうがいいのかないかなというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいなと思っているところです。

そして今回、私、一般質問で台風のことものいろいろなことを考えておりましたけども、議員の中でまだいっぱい話が出てくるんじゃないかなと思っているところなので、私はもう台風のことは住宅のこと一本に絞りまして一般質問をさせていただきました。また、ほかの議員の方がいろいろな災害のことをいろいろ話されるかと思いますので、本当に時間が短縮で終わってしまうんですけども、同じことの繰り返しになっても意味がないのかなと思っているところがございますので、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

ただ、台風で被災された方の思いというものを本当にしっかりかみしめながら、本当、みんなでそれを励ましながら、また住みやすい美郷町をつくるために頑張っていきたいなと思っているところです。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで、2番、早川 節夫議員の質問を終わります。

ここで、休憩とします。

再開を午前11時5分からにします。

(休憩：午前10時57分)

(再開：午前 11 時 03 分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

8 番、小路 文喜議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【8 番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番、小路 文喜議員。

【8 番 小路 文喜】

通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、1 問目は神話の里の事業承継についてであります。

人口減少に歯止めがかからない今、町を挙げてこれをどうするかに取り組んでおるのが現状だと思います。そんな中で、地区別定住戦略が今後、大きな役割を果たしているだろうという期待をしておるんですけども、この「ちくせん」の会議の中で話題になるのが「人を呼んでも職場がない、仕事がない」ということでもあります。こういった現状について、町長の見解はどういうものかお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

地区別定住戦略ということで通常、「ちくせん」という形で 24 地区に実践をしていただくということで、その人口減少に挑戦しようという試みであります。ひと・まち・しごとという話の 3 つの中で何が一番先なのかというのが非常に難しいという部分で思っておりますが、その 3 つをひっくるめてやっていくしかないということでもあります。

仕事をつくっていくという部分と、農林業、商工業それとサービス行、いろいろな形の中で産業といいますか仕事をつくっていくという方向で頑張ってるんですが、なかなかそういう部分がまだ形として出てきてないと。ただ、農林業等においてはいろいろな形で後継者とかそういう部分でしっかりと成り立ってきてるのかなあというふうに思うところでもあります。

今後、人を呼ぶという形の中で人を出さないという形の中においても、やはり中でしっかりとした雇用対策を考えていく必要はあるというふうに思うところでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

今の雇用の形をどうつくるかという話でしたけども、今、「職場がない、仕事がないということについて」町長の認識を伺ったのが最初の質問なんです。そこをちょっとお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

仕事がないというか、そういう話ではあまり私のほうには来ていないということでもありますので、皆さんいろいろな形の中で仕事を見つけているのかなあというふうには認識をしているところであります。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

そうですね。

ただ、やはり具体的に職場がないと、来ても生活の糧が得られないんじゃないかというのは一番のネックだろうと思うんですね。町おこし隊みたいな形で給料が出ればいいんですけども、一般の人にはそういうものはないわけでありまして、やはり職場をきちっとつくっていくことができればと。

前回の質問でも言いましたけど、バイオマス発電所のような建設をするとか、そういう形でそこに職場をつくるかそういう形のものが必要だというふうに思うのであります。

それはそれとして私はそう思ってるんですけども、先ほど、申しあげました神話の里の事業承継についてということで、何か聞くところによると建屋も引き渡しし、

ベッド等も全部あげますよと、無償で提供しますよという申し出があったというふうに聞いておるんですけども、その申し出に対して町としてはどのような対応をされたのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この神話の里が非常に難しくなったという話の中で申し出があったのが最近なんですけど、どういう形で厳しくなったのかなあという話で、最初、直接ではありませんけど、担当課長がこういうことで来られましたという話の中で、ちょっと継続は難しいと。

グループホームは9床ありますので、それで大体、平均6床、5床という形で入る人が少なくなって経営的にという部分も非常に難しくなったので、申し訳ないけど令和5年3月末をもって閉鎖したいというふうな申し出であります。

そこに働く人たちも高齢ということになってると。それと、やはりこの台風で、平成会から見れば非常に遠いという部分もあったんでしょうけど、危機管理が非常に難しい部分もあるということなんでしょう。そういうものもひっくるめた中で、今回そういう形で神話の里から手を引きたいという話がありました。

それに対して「ちょっと待ってくれ」という話で、「何かいい方法はないのか」という部分で担当課長に言ったときには、もうそういう手続を行っているという話で、それでもどうにかならないかという話をさせていただいたんですが、なかなかどうにもならないと。

それではどうするかということで話を聞いたときに、南郷の議員さん5名の方が株式会社ケイメイのほうに何か打診をしたというか、そういう話も聞いております。

その前に、うちとしてはやはりいろいろグループホームを持ってる関連の例えば、農協さんとかそういう人たちが、会社がありますので、そこに当たって、どうにかならないだろうかという話をしてくいて、今のところ何かよかったねという感触ではありません。

今後、またそのケイメイさんと1回、南郷温泉の向こうのコテージのほうで指定管理になったということも受けて、そして、南郷温泉も令和5年度4月からなるという形の中でお礼にという形で、会ったときに「一応こういう状況でありますので、考えてとってもらえないでしょうか」という打診は正式ではありませんけどしております。

またあと一つ、慶穰塾といいますかそちらのほうにも打診をしまして、どうにか存続といいますかそういう方向はできないものかというふうに協議をしてまいりたいと。

経営的に圧迫すれば誰もする人はいないというふうに思いますので、民間で、「ほんならどうするか」という話になります。「ほんなら町が赤字覚悟でやってくださいね」という話をしてお願ひするのか、それとも町がある程度の補填的な意味というか、第三セクター的なものをしていただくのかと、そういう部分も今後、出てくると思っておりますので、その話の中で難しいなあというふうに思っておりますけ

ど、何らかの形でバックアップしながら存続をさせてたいという気持ちはあるんですが、なかなか難しいという状況でございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

何か聞いてると、何となく成り行き任せかなあと思うんですね。

先ほど言いました採算割れの話も含めてですけども、9名おればプラスだと、黒字だという話であって、何かずっと私が聞いている範囲では、大体9名は一緒だと。

ただ、この最近になってどんどんどんどん人が減って、今、減った人数もちょっと平成のところに持っていったという話もあるんですね。だから、先ほど申し上げましたように職場の確保という点からすると、町はやはりまず覚悟を持って社協なりでもいいから、この事業所は継続するんだという立場に立たないと、来年の3月になってケイメイも駄目、農協も駄目となったら、もうあの事業所は閉鎖ですということになりかねないんですけども、そういう成り行き任せは非常に困ると思うんですけども、そここのところはちょっと歯止めのところについてどういうふうにお考えか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その成り行き任せにはしていないという私の立ち位置なんですけど、できれば事業継承という話の中で、受けてもらうほうが一番いいという感覚であります。ですので、そのためにはどういう町のバックアップができるのかということだと思っております。簡単に、ほんならこうだ、ああだということで、右から左に流れるものではないというふうに思っておりますので、継続しなければならないという強い思いで、そういう形で当たってきたということで、まだそういうしっかりとした答えが出てきてないと。

ですので、今後も当たりたいと思いますが、続けるために、もし全てが駄目なときという方向性も1つの考え方をしなければならないと。そういうところがないという話になれば、ほんなら町としてはどうするのかという話なんでしょうが、そこ辺をしっかりと今後、残された時間の中で3か月という部分で並行しながら考えていくしかないなあと。

でも、そんなに時間はないと。そして難しい問題がかなりあるのではなかろうかというふうに思っておりますので、まず事業継承の部分で一生懸命、頑張りたいなあと。

でも、議員おっしゃるようになくしたら大変という部分、職場の確保という部分からも言えばそうかもしれませんけど、それを使う人たちがいるということを考えるのは、やはりなくしたらいけないということに結果的にはなりますので、やはりそちらの事業継承をしてくほうが一番、町としてはベストかなというふうに思っておりますので、その方向で動いてきたということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

町長の答弁は姿勢としては分かるんですけども、先ほどのケイメイとか農協に対して、何と言うか、ちょっとお願いをした程度というふうにしか私には聞こえないんですね。どうしてもこの事業所を継承するために前向きに取り組んでくれないかというきちっとしたそういう交渉事も含めてやられてないんですね。そこはどうですかね。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かにいろいろな事務等が複層して、その経営者に会って「こうですわ」という話の正式な申込はしてありませんが、その前段階といいますか、ケイメイさんにはしっかりしてまた行こうと思いますし、農協の組合長にも電話を入れて「申し訳ないけど」という話の中で、「ちょっと時間的に取れない。向こうもこちらも取れない」という話の中で、そういう形の中で前置きとして、そこの担当者等々と話をしてきてるんですが、私のほうからは電話でこういう状態になってるということで、その事業承継を含めた意味で、「どうかしてやってくれないか」という話は電話の先ですけど言ってる。

ただ、それを具体的にどうするかという話ですよ。

例えば、「分かりました」という話で、何もバックアップも要りませんかそういう話とか、具体的にはそこまでもってきてませんが、こういうことで平成会のほうから来たんですが、考えてもらえないでしょうかという話はどこにもつなげてお

いたというか、これからもっと本腰にやっていきたいと。それがいい方向に転がるかどうかは不透明な部分がありますので、非常に厳しいという部分と、それと、それを今後、町としてもし事業承継がうまくいかなかった場合にどうするかという2つの模索というか、それをしていく必要が出てきたということでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

結論として言えば、事業の承継については町としては責任を持つんだというふうな認識でいいのかどうか、最後にお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先にも言いましたように、これができるかできないかという話は分かりませんが、第三セクター的な感覚で結局、9床が満床ですので、そのときを。結局、利用者が少なくなっているいろいろな形での弊害も出てきているということになれば、その分の補填といいますか、そういうことができるのかできないのかと、第三セクター的な形で指定管理ができるのかという形の中で物事を考えていこうかなというふうにいるところでございます。事業承継に関してはそういうことでございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

私は、そういう点で行くと、組織的には社協の中の組織として取り込むという方法もあるかなと。こんげな話をすると何ですけども、私は、利用者の、ちょっと言葉は選ばなければいかんけども、予備群といいますかね、そういう方はたくさんお

られるわけで、そういった方々に積極的に話をするならば、南郷地区の住民はできれば南郷地区の施設におりたいという答えが返ってくるだろうと思うんですね。そこ辺の掘り起こしも含めて、ぜひ、先ほどの答弁のとおり頑張ってくださいということで、2問目に入ります。

**【議長 山本 文男】**

2問目の発言を許します。

**【8番 小路 文喜】**

2問目は、水道料金制度の変更の問題であります。

町長、御承知のように現在の水道料金は個々の家庭の使用量に関係なく全世帯が最低でも10トン使用した前提で請求をされ、支払いがなされておるところであります。

御承知のように、高齢化で世帯の構成が大きく変わりました、独居世帯とか高齢者2人だけの住まいとか、そういうのが大分、多くなってきておるんじゃないかと思えます。

このことは、恐らく水道使用量も基準の10トンに満たない世帯が増えてきていることになっていると考えております。

日向市とか延岡市、あの辺は上水道というんですかね、あそこ辺を見ると、全て1トン単位で請求をするという話であります。考えてみれば当たり前ではあるかと思えます。使っていない水道料金を払う必要はないという観点で。

その点で私は、この誰でも彼でもどの世帯でも10トン使った前提で払えというのは、制度として不合理だというふうに考えておるんですけども、町長の見解をお伺いします。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

以前からこの水道料金についての不公平性ということで承っております。

確かに10トンという部分で基本料金を定めて、それから1トン増すごとにという話で、美郷町の水道料金はつくられているということでもあります。

ですので、今おっしゃったように世帯が少なくなれば、水の使用量も少ないということになって、10トンという量を使うかという話になると、不公平性が出てきているという話であります。よく分かりますので、今の状態を見たときに、やはり考えるべきときが来たと。

基本料金プラス重量割という部分はやっていきたいなというふうには思うんですが、そこをどこで線を引くかという話であります。

考えてみると、簡易水道の特別会計がしっちゃかめっちゃかというか、使用料を取っての運営でもありますので、本当はある程度、水を使う側がそれを負担していただくということになろうかと思っております。

例えば、基本料金を5トンにしたときに、5トンを幾らかと。下げると、半分に

するとか、そういう話になっていくのかどうか分かりませんが、これは下げてくださいよという部分で、やはり弱者救済の部分もあるし、使うほうはやはりどんどん取っていいじゃないかという話を考えていく必要もあると。それはやはり水道会計を考えたときの私の考えであります、少なくともその審議会に諮問をしまして、それをどう考えるかと。そしてどういう形でその料金改定をするかという部分はやっていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

ちょっと諮問委員会のシステムが分からないんですけど。

町長がリーダーシップをとって、この制度は不合理であるのでこういうラインで諮問をするので答申をいただきたい。そういうふうにならんと、一般論的にどうだろうかという話では、私としては面白くないかなあと思うんですけども。

前の病院を南郷診療所の入院を外すときにはそうでしたよね。こういうふうにしたいがどうかということで諮問のとおり答申を出したようなことでありますから、そこはやはり町長のリーダーシップが必要だと思うんですね。

まずそこはどうなんですか、町長のリーダーシップという点で、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

リーダーシップというか審議会に諮問するというところで、私はこう思うという話では出したいと思います。

ですので、結局、不公平性が起こってる状態にあると。ですので、その救済と水道会計の維持という部分を考えてときに、今のとおりせえという話ではありませんけど、やはりその基本料金を何トン、どこまでをするのかという話で、私が例えば、こんげせえという話ではなくて、そこは皆さん、考えてほしいと。

ただ、下げてくださいと。そして1トン当たり何ぼにするのかという話の中で決めてくださいねという話を、その審議会に諮問したいというふうに思っています。

ですので、今のが不合理に、不合理といいますか時代に合わなくなったのでという話の中で諮問していきたいというふうに思っております。

ですので、結局、「使う、使わない」という話の中になりますけど、やはり不公平

性がないようにという話でやっていきたい、諮問したいというふうに思うところがあります。

また、その答申に対しては、真摯に従いたいというふうに思いますが、あまりにもおかしければ、もう一回ちょっと考え直してもらえないだろうかという話になるかもしれませんということをつけ加えて、そういうスタンスで行きたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

そういった形で行くならば、ただ、下を下げたから上を上げるという話は、私は乗りませんので、一言、申し上げておきます。

やはり「5トン」という切り方も、私としてはせめて3トン、2トンくらいからならないかなというふうに思っております。ちょっともう、昔その使用料の状態を1トン以下が何ぼというものをもらったことがあるんですけども、それでも結構、その当時でもそういう10トン未満の人がたくさんおられたわけでありますので、そこはぜひ頭に置いていただきたいと思います。

今、物が上がっておりますので、例えば、年金の4万円くらいの方は今、税込みでたしか1トン当たり145円くらいだと思うんですけど、だからやはりその4万円の人にとってのこの金額と50万円の給与を取る人のこの金額負担割合が極端な差がありまして、やはり本当にいろいろなものが上がって、大変だ、大変だという話を聞きますから、考慮すべきだというふうに考えております。

ちょっと確認ですけども、来年度の予算に間に合うくらいのスピードでこの料金制度の改定についての諮問を行うかどうか、ちょっとそこだけスケジュールをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ずっと棚上げにしてきたという話でありませんが、議員はこういうことをずっと言ってきたような記憶が、ちょっと私が副町長時代でも記憶がありますので、旧態依然としてそのまま放っておいたと、放っておいたという御幣はありませんけど、結局、令和5年度の予算に反映させたいというふうに思うところがあります。

トン数が10トンでも基本料金を下げればいいだけの話かなという気はするんで

すよね。10トン使っても、今、千円何ぼという話じゃなくて、そこが減ると。基本料金が、そこまではと。そうすると、例えば、よく分かりませんが、1人の人が結局、5トンなら5トンにしたとき、3トンなら3トンにしたときに、それから出たと。それから加算されるという可能性だってなきにしもあらずということ考えたときに、やはり慎重に考えていく必要があると。

ただ、その基本料金を設定するならば、それを安く設定して、議員、面白くないでしょうが、その分をやはり普通の人たちに少しは補っていただくという考え方が水道会計の維持のためには必要かなと。

ただ、言われた令和5年度に向けてやりたいと。今、基本料金は12月まで取ってないという、ちょうど給付金の関係の中でやっていますので、少しは助かっているのかなあというふうに思っております。

ただ、工業用水があれば、また別の話なんですけど、うちはみんな飲料水ですので、そこ辺に差を設ける必要もないということでは思っておりますので、議員が納得してもらうためにつくるわけじゃなくて、何とかそういう部分で変えていきたいと。令和5年度に間に合わせたいと、そういうふうに思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。ぜひ、そういう方向で物事を進めていただきたいというふうに思っております。

議長、3問目に入りたいんですが。

【議長 山本 文男】

3問目の発言を許します。

【8番 小路 文喜】

医療費助成年齢の引上げについてであります。

美郷町子ども医療費助成に関する条例を読みますと、第1条で、「子どもの医療費を助成することにより、子どもの疾病等の治療を容易にし、子どもの福祉の向上及び健全な発育の促進を図ることを目的とする」というふうに書いてありまして、私は非常に有用な制度だというふうに考えておるところであります。

町長、この制度があることについての効果については、どういうふうにお考えかお伺いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

子供を持つてる親御さんにとっては非常にありがたいと。これはうちの政策が結局、子育て支援の中で1位、2位を争ういい政策ではなかろうかという話の中での評価はいただいております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

そうですね。今の子育て世代の応援という話でしたけど、町長は覚えていると思うんですけども、副町長時代に、中学校卒業までの医療費の助成が始まったんですよ、菊田町長時代。

それを見ますと、そのときの普及率は覚えてないんですけども、ああいう一つ一つの決断が現況はどうかといいますと、中学校卒業までの通院とか入院に対する助成はどうかというと、90%台、ほとんどそういうふうになったんです。だから一歩一歩市町村がそういう制度づくりに関与をしていくと、国全体を動かす。恐らくそんげなっていくと、まだ国は金を出してませんが、未満児、あれですね。だけのそのうち制度を支えるためにそうなるだろうと思うんですね。やはり大きい自治体のこういう制度導入の運動が引き起こしたというふうに思っております。

そういうふうにご考えておりますので、高校生の医療費の助成まではどうかということ、今日は主題として挙げてるんですけども。

これが高校卒業までは2009年にはたった2自治体しかなかったそうです。現況は、平成27年の4月ですけども、全国1741自治体のうちの半数近い817自治体がこの高校卒業までの医療費の助成をやっておるということなんです。

先ほど言いましたように、やはりどんどん制度が変わって行って、それを後押しすると。恐らく全国の子育て世代の保護者の皆さんたちの気持ちも反映してると思うんですけども、ぜひ、そういう時代に入ってるんじゃないかと思うんですよ。高校卒業までの医療費の助成をするというふうに。そこは町長はどういうふうにお考えか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、そういう形の中で各自治体が高校生まで医療費の無料という形を、中学生までという部分もあったんですけど、ずっと国を動かしたという話です。本来ならという話で国がせないかんっちゃないかという部分が非常にあるんですけど、そこにはやはりどうしても自治体間の財政力差という部分が出てきて、結局、憲法でいう文化的にという話になると、ちょっと違うっちゃないかという話であります。

ですので、こういうのはやはり国がしっかりとした中で、やはり子育てといいですか、今、人口減少の中において国力が落ちてきてると、GDPが下がってきてるということを考えれば、国の政策としてやっていただきたいというのが本音であります。

ですので、それを待っていてもしょうがないじゃないかという話で、町としては今、子育て世帯というか、子育ての対策としていろいろな高校生に対してもですけど、教育委員会の就学援助という部分で1人年間10万円ですよ。こういう形もやってると。総合的に考えていく、やはり財源、その分をどこで財源を補うかという部分も問題になってきますので、今度はスクラップ・アンド・ビルドではありませんけど、やはりどこかで何かを捻出しなければ町がやっていけないと。確かにいいことはいいんですけど、それを全てやり切るかという話になったら、もう少し補助金等々の見直しもやっていく必要が出てくると。

その中において、やはりこの優先度と申しますか、これは高いよねという話になると申しますので、やはりそこは急にこの高校生までの無償化という部分はできないかもしれませんが、真摯に考えて、先にはそういう高校生までという部分はやっていきたいという思いは強いということでもあります。

ですので、安心して子どもさんが勉学に打ち込まれる。もし何か起こったときには、そういうバックアップがあるということで、子どもたちがすくすくと健やかに育っていくための対策は考えたいと、そういうふうに思うところであります。

ですが、今度の令和5年度でという話にはなかなかかならんと思いますが、早いうちにやはり関係課そしていろいろな人たちと協議をしながら、また議員さんとも協議をしながらやっていきたいというふうには思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【 8 番 小路 文喜】

分かりました。そうですね。財政負担があるし、まだ高校生の数は聞いておらんとですけど、小さい町だからできるみたいなどころもあるのかなと、私は頭の中にあるんですね。

例えば、中学生とその未満のときもずっと一部負担があったんですね。今はゼロになってしまったんですけど。だから入口の話として、例えば、高校生については一部負担もありで、そういう制度導入を図っていくという手もあるのかなあと。財政的な負担が分からないところはあるんですけども。

さっき言いましたように、この医療費助成に関する条例の中で書いてあるとおりのことが、高校生まで及ぶというのは非常に大事なことだというふうに思っております。

今回は、それ以上はちょっと無理かなと思うんですけども、将来的に例えば、1回1,000円の一部負担があるとかということがあっても、それはやむを得ないことだろうと思いますから、そういう形も含めて次々と制度拡大をしていただきたいと思うんですが、町長そこだけちょっとお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

数ではないという気がします。生徒数ではないと。それが大きくなったから、これをやめるかという話でもありませんので。

ただ、最初の一部負担金は1,000円とか、月にまたがるときですよ。1,000円くらい取るよりか、もう全部免除したほうがよかろうという話です。ですから一部負担金をなんぼ取るかといったら、これは非常に決めがたいという話です。ほんなら3,000円とするのか、4,000円とするのかと、何の根拠を持ってそこでするのかという話になると、非常に入り口としてという話ですけど、もうやるなら頭から全部、見るという形のほうがすっきりするというふうに私は思います。

そうしたときに、今さっきも言うように財源とにらめっこしながらという部分も出てきますので、皆さんが、「町長、そんげ言うけど、やっぱ一部負担金は取れ」と。

昔、給食費という話でちょうど菊田町長のとときですけど、「4分の3は出して、4分の1は残そうや」と言った覚えがあります。25%残せと。何で残すのかと。やはり親御さんが子供を育てるのに、やはり給食費を全然、払わないということはないじゃろうと。そのとき考えて、4分の1は親御さんの負担にしてくださいねという話にして、75%を補助すると。

で、今になって全てを給食費は免除という形になっておりますので、その理論から行くと、これも一部負担金を取らんで、やるならもう最初から全額無料という形の方向性でもってやっていければなあと。確約はできませんけど、その流れの中でやっばくれという話になったら、やはりそういう方向性も出てくるかもしれないが、そんなに長い時間をかけなくてやっていく必要があるというふうに思うところ

です。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。そういうことでしたら、ぜひお願いしたいと思います。

何遍もお話、出しますけど、今、円安が大分、止まっている状況ですけど、恐らく将来的にはまた円安が進むだろうと思うので、そういうことを含めて非常に家計の負担が大きくなっている中で、ちょっとでも子育てが楽になるようにということで、こういう制度の導入を求めたところであります。

今、答弁にありましたように、来年とは言わないけど、近い将来という答弁を聞きましたので、それを当てにしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

4問目に入りますが。

【議長 山本 文男】

4問目のは発言を許します。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

地域活性化事業実施についてという表題であります。

地域活性化のためにということで、西郷では花火が2回上がりました。南郷・北郷からすると、どうも何となく、どういうスタンスでそういうふうに行ったのかどうか分からないんですけども、町長に聞きますけど、美郷町の中心は西郷地区だという認識があるのかどうか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう認識はありません。

ただ、地形的にいろいろなことをやるときには、そういうことになってくるのが一番ベストかなという認識はあるんですけど、ここが西郷が中心だ、全ての中心だという認識は持ったことはありません。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。それはぜひ、堅持していただきたいと思うところであります。

やはり3地区が旧3村が均等に発展するような施策を講じないと、かつての合併のように結局、周辺部がさびれていってトータル的には町そのものも沈んでいくということになると思うんですね。

だから、そうなればもう町全体が活気を失いますので、その均等な発展を目指すという点から、町長は今、こういう事業というか、こういう考えだということを含めてありましたら、ちょっと答弁、願いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

3地区の発展と併せて、やはり美郷町の発展という部分を考えます。やはりそれぞれではという部分がありますので、やはり美郷町になって来年、17年目を迎えると、やはり若い町であります、その中である程度の在り様はつくっていかねばならないと。やはり美郷町として発展してほしいなあというふうに思っております。

そして、このイベントも実行委員会を立ち上げて、若い人たちが入ってきております。その人たちがやはりこういう形で全てがコロナ禍の中にあって疲弊してきたということの中で商店街とかいろいろな形の中での活性化を取り戻そうという話の中で組み立ててきたということで認識しておりますので、今の若者がどのように考えているのかという部分も非常に大切ではなかろうかと。

今、思うことは、若い人たちの力が非常に伸びているという実感がします。ですので、自分としてはやはりそういう若い力を借りながら、そしてしっかりとそういう人たちにバトンを渡す基盤といいますか、それを早くつくりたいというふうに思っております。

ですので、それぞれのところがという話ではなくて、今から先は、ちょっと「今

から先」といいますか、このコロナがある程度、2類から5類になってインフルエンザ的になるという話の中で、今までずっとイベント等をそれぞれの地区でやってきました。これが復活すると。その最初に師走祭りが行われるという話であります。

ですので、私のみさフェスの部分は町民祭の代わりかなというような位置づけで思っていたところです。その中に、そうじゃなくて若い人たちが集まって、こういう形で頑張ろうというふうな意思の表れかなあというふうに思っておりますので、それぞれ今さっき言ったようにどこが一番とかそういう頭はありませんので、今後もしっかりとやるときには応援していきたいと、そういうふうには思っております。以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

今話を聞いて、若い人たちが西郷で2回やったというのは、ちょっと危うい感じを、私としては持つんですね。そのときに、コロナで沈んだのは南郷も北郷もいろいろなイベントができないという形では同じ状況にあるということですね。そこはやはり何と申しますか、どこかで整理してもらわんと、若い人たちが考えてここでやったんだという発想は非常に私としては南郷地区の住民としては抵抗があるところであります。

そういう意味で言うと、将来的にはぜひ南郷・北郷地区でも花火とは言いませんけども、地域活性化の事業を取り組むべきだと、そこは均等にやはりやる必要があると思うんですけども、町長、そこ辺はどういうふうに取り組まれますか、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その実行委員会の中で、北郷・南郷でもすべきではなかろうかという意見やらも出てきたという話を聞いてますので、そういう趣旨ではなかったという話の中で、だから「均等に」と言いますが、結局、美郷町の発展とそれぞれの地域の発展が結びつくような形でやっていくほうが良いと。

それで、非常に思うことなんですけど、今の「ちくせん」がそういう形で地域を挙げてやっていく中で盛り上がって、そこそこでやっていくためには、やはりこちらも応援したいというふうに思っております。

ですので、24地区の1つのレースみたいなものかなあと考えております。どこがいいとか、どこが悪いとかいうことじゃなくて、本当に美郷町の将来を考えたときにどうするかということが一番大切で、その中で移住定住、そして人口増加という部分を考えていきたいと。そして、ある程度、自然動態も考えなければなりませんけど、社会動態の中の転出ですよ、転入・転出がありますけど、よほどの社会が変革しない限り転入というのはそんなに望めない。転出のほうが多い。それも若い女の世代が出ていってると。この人たちを、今さっき言うように職場もなんですけど、いかに食い止めるかで人口が変わってくる可能性はかなりあるとっておりますので、やはりそこ辺まで目を向けてやっていきたいと。

言いますように、若い世代が非常に物を言ってくるということが一番いいかなと。やはり将来を割と考えて動いているということで、非常に頼もしく、この頃は思うところがございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

最初の質問の神話の里ですけども、そういう若い女性が出ていかない職場づくりという点でもきちっと残す必要があると。これはなくなるということはないというふうに答弁から受けたんですけども、ぜひそういうふうにしていただきたいと思えます。

私は、「ちくせん」をやっているんですけども、何と言いますか、恐らく3地区の張り合いになるかなというふうに思っております。それはそれでいいなと思ってるんですね。だからそこは、あとは町のほうでいろいろな加勢をしていくことになると思うんですけども、力量の差みたいものも出てくるかもしれませんので、町としてもそこ辺のところを含めて、やはり地域活性化事業そういった類のものが偏らないようにという配慮だけは、今後ともぜひ頭に置いていただきたいと思えます。

以上で、終わります。

【議長 山本 文男】

これで、8番 小路 文喜議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を午後1時からとします。

(休憩：午前11時50分)

(再開：午後12時56分)

【議長 山本 文男】

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。

6番、川村 義幸議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

9月の台風14号で本町にも大変な被害をもたらしました。西郷の上区、下区の町道等決壊、また南郷鬼神野の土砂災害、そして各所での水田への砂の堆積、特に西郷和田地区の浸水被害は悲惨なものでした。心からお見舞いを申し上げたいと思います。

しかしながら、町長が今朝ほど言われましたように命に関わるような人的な被害がなかったことがせめてもの救いでした。町としては、今後、一刻も早く災害に対し、町の復興・復旧に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

さて、この災害に町そして社会福祉協議会がどのような支援活動をしたのか。

聞くとおるところによりますと、役場と社会福祉協議会との意思疎通が取れていなかったように伺っております。

そこで、今回の災害で私なりに気づいたことは、町長が社会福祉協議会の会長兼務では、町職員・病院・会計年度任用職員・臨時職員と合わせての260人、また、社会福祉協議会の職員140人の職員を町長1人で指揮できるものだろうかという疑問があることです。

そこで伺います。

社会福祉協議会会長と事務局長は町長の会長兼務と町民生活課長の事務局長の兼務を辞めて、専従の会長また事務局長を選任してはと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ありがとうございます。以前から考えていたというか、そしてまた、議員の皆様にも言っていましたように、町長と社協の会長それと第三セクターの社長と、この3つの顔を持っているということで、私はそれだけの能力がないということで、能力

いかにせよ、やはりこれ切り離すほうが一番よからうという部分で考えておりました。

幸いに今度、第三セクターの南郷温泉が民間、そして今度はレイクランドがそうならば、社長職がなくなると。残るのは、この社協の会長職ということになりますので、3年前から職員を派遣して、この社会福祉協議会の組織をしっかりと立て直してくれということで、職員を1人派遣しております。大体、目途がついたということではありますが、議員おっしゃるように、やはりできないと。今度、本当に思ったわけでありませう。

ボランティアセンターを立ち上げるのも会長、結局、社協の役目。今度はこっちの対策本部を立ち上げるのも町長の役目と。これを一緒に1つの頭の中で切り分けることはなかなか難しいと考えたところでありませう。

本当にそういう御質問をいただいて、そういう方向性が間違っていないのではなかろうかと思っておりますので、できれば、御理解いただいてそういう方向性でやっていきたいというふうに思うところでありませう。

以上でありませう。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりでありませう。

**【6番 川村 義幸】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

6番、川村 義幸議員。

**【6番 川村 義幸】**

本当、町長が申されるとおりだと思っております。

ただ、力がないとかそういうのではなくて、やはり兼務というのは大変だろうと思っております。特に社会福祉協議会のほうにしましても、ただそれだけでなくいろいろな面、障害者のこともあるし、全てのいろいろなことあるので目が届かない部分があるんじゃないかなあと思っております。

特に、これから今の時期、災害が多くなってまいります。災害に対しての対策、今、町長が言われたように町の職員も動かさなくてはいけない、町全体を見なくてはいけない。かと言って社会福祉協議会にも目を届かせていかなくてはいけないという立場でありますので、ここはやはり今、町長が言われたようにしっかりとそちらをお任せできる人を選んでいただいて、社会福祉協議会は任せたいいただいたほうが、お互いに町としても社会福祉協議会としてもいいほうに進んでいくのではないかとと思っております。

特に今回、気がつきましたのは、こんなことを言ったらちょっと誹謗中傷になるかも分かりませうけども、社会福祉協議会の職員が社会福祉協議会の職員の家に片づけに行っていたと。周りのところは、その社会福祉協議会が手をかけたわけじゃなく全体的には社会福祉協議会としても目が届いてたのかも分かりませうけども、そういう批判の声も届いております。そこら辺を踏まえると、やはり社会福祉協議会の会長というものを別に立てて、しっかりとした団体といいますか、それをつくっていただいて、その人の指揮命令下のもとで統一された仕事をしていただきたいな

と思っております。

今回、そういうことで、今、町長が言われたように前向きに社会福祉協議会の会長を切り離すような考えですが、なるべく早くこれをやっていただかないと、もう来年またこういう災害が起こるかも分かりません。特に今回は水害だけでしたけども、これが大規模な地震とかになりましたら、もっとひどいことになるかと思うんですが、どうでしょうか、なるべく早くやりたいと思うのですが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

急いでいろいろな形で社協の組織というか、結局、なったときに3つ旧態依然の活動をしていたということでありましたので、それじゃあおかしкаろうと。

議員がおっしゃいますように平時の場合とこういう災害時といろいろありますので、平時の場合でも、言いましたように140人の職員がいるということでありま。宮崎県下でもやはり指折りの社会福祉協議会の団体になったと。それを束ねていくことは非常に難しいという気がしておりますので、早いうちにとというか、ある程度、3年たって、組織もしっかりしてきましたし、それぞれの職員また会計年度任用職員のしっかりとした自覚の中でやってきていますので、できれば早いうちにとということで、会長の人選に入りたいなあというふうには思います。

なかなか人選も難しくなるかなあと思いますけど、皆さんがこういう人もいますよという話があれば、それも加味しながら、会長職をその人に委ねると。

ですので、定款等々、いろいろな形の中で少し変えなければならない部分もあると思いますけど、それはそれで1つの団体としての会長ということですので、そういう形のほうが町としては本当にスムーズに動くのではなかろうかというふうに思うところであります。

役場がしなければならない部分がある程度、福祉行政の中で社協が担っておりますので、非常に重要な部分だと私は認識しておりますので、それなりの識見を持った会長が就くことがよかろうと思いますので、そのように進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番、川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

ありがとうございます。ぜひともそのような進め方をさせていただけたらなあと思っております。

また、今回は和田地区の人たち、大変な目に遭いながらも、自分たちの地区の人たちで炊き出しまでやってお互いを助け合って、そういう状態で乗り切ったみたいなんです。これ、社会福祉協議会がちゃんとしっかりしてて、社会福祉協議会として動いてあげていたら、もっと地区の人たちの負担も少なかったんじゃないかなあというふうに思われております。

ですから、一刻も早くこの会長職、本当に人選、難しいかと思えます。また、財政のほうも絡んでくるので難しい点、多々あるかと思うんですけども、これはぜひとも進めていただきたいと思えます。

議員の皆さんは多分、反対する人はいないと思うんですよ。ですから、自信を持って進めていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

短時間で申し訳ないんですけども、いい返事をもらいましたので、私はこれでこの質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

**【議長 山本 文男】**

これで、6番 川村 義幸議員の質問を終わります。

**【議長 山本 文男】**

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日12月8日、木曜日です。定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようにお願いします。

本日は、これで散会いたします。

**【事務局長 沖田 修一】**

「一同起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後 1時07分)

令和4年第4回定例会

美郷町議会会議録(第3号)

令和4年12月8日

美郷町議会

# 令和4年第4回美郷町議会定例会会議録（第3日）

令和4年12月8日（木曜日）

◎開会日時 令和4年12月8日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和4年12月8日 午後1時39分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和 4 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 ( 第 3 )

令和 4 年 1 2 月 8 日

午 前 1 0 時 開 議

### 日 程 第 1 一 般 質 問

#### 4 番 兒 玉 鋼 士 議 員

1. 台 風 1 4 号 による 災 害 箇 所 の 対 策 について
2. 町 民 が 安 心 して 住 め る 町 の 体 制 作 り について

#### 7 番 那 須 富 重 議 員

1. 本 町 の 災 害 対 応 について
2. 地 域 お こ し 協 力 隊 について

#### 1 番 若 杉 伸 児 議 員

1. 美 郷 米 ブ ラ ン ド 構 築 について
2. 災 害 時 の 避 難 所 誘 導 について

# 会 議 録

令和4年12月8日  
午前10時開議

## 【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 山本 文男】

本日もよろしくお願ひいたします。  
本日は一般質問です。

## 【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

## 【議長 山本 文男】

これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。  
広報用の写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しました。

## 【議長 山本 文男】

日程第1、一般質問です。  
今回、一般質問の通告のありました議員は7名であります。  
4名の質問を終えていますので、本日は残り3名の質問を行います。  
通告順に一般質問を行います。  
なお、質問と答弁を合わせて1時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますので、よろしくお願ひいたします。  
通告順に質問を許します。  
4番、兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

## 【4番 兒玉 鋼士】

議長。

## 【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

## 【4番 兒玉 鋼士】

通告に基づきまして一般質問を行います。まずは9月18日の台風14号により被災されました皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、寒くなりましたので、被災された方には体に気をつけていただきまして、どうかこの難局を乗り越えて頑張ってくださいようお願いをいたします。心から願ひます。

また、私ごとでございますが、今年は1年を経過するのが早く感じています。年初めの選挙において、この場に立つ機会を与えていただいた皆さんの意見を、皆さんの代わりにただいまから質問を開始いたします。

最初に、台風14号による災害箇所対策についてでございます。

台風14号の影響で町内全域に復興・復旧に終わりの見えないような被害を受けましたが、今後の対応・取組について、町長の考えをお聞かせください。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議員の質問であります。昨日の一般質問の答弁と重なるところがありますが、よろしくお願いたします。

14号による被害箇所は、道路・河川、林道、農地・農業施設災害を集計すると315か所に上り、315か所分の査定設計書を準備し災害査定を受験することとなります。

災害査定とは、国の各省庁（国道交通省、林野庁、農林水産省）の査定官と財務省の職員が現地で被害の程度を確認し、美郷町が申請した復旧工事の工法や費用が適正なものであるかを現地及び机上で査定を行い、被災箇所ごとに災害査定金額や復旧工法が決定されるものです。

災害査定は、町道・河川が11月上旬から令和5年2月上旬にかけて、林道は12月上旬から令和5年1月中旬にかけて、農業関係は11月上旬から12月末までに、それぞれ3回から7回に分けて行われることとなっており、災害査定後に復旧に向けた実施設計書の準備を行うこととなっております。そのような段階を経て、しっかりと復旧に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

災害箇所の各種支援、取組等においては、315か所と、昨日のお話のとおりなかなか範囲が広くて大変なことだとは考えますが、災害を受けた皆さんのためにも一刻も早く復旧・復興ができるように対策をよろしくお願をいたします。

また、町内の道路・林道、河川については、町内の12業者等に維持管理の委託を締結しているとのことで、異常気象時の電線調査も業者が行い報告を受ける仕組みがあり、町民の生活道路などが速やかに通行できるようにしていただき、町内の

建設業者の皆さんがなくてはならないと改めて感じたところでございますが、町長の見解をお伺いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

通常の工事関係もなんですが、こういう災害復旧になりますと、どうしても建設事業者の力を借りなければ復旧ができないということでもあります。

ですので、本当になくてはならないと。それはもともとそういうことなんですが、改めてこういう事態になると、痛感というか、なくてはならないということを痛感したところでございます。

ある業者とちょっと話したら、いろいろな形で「今度、箇所数が多いから大丈夫か」という話をしたら、「頑張ります」という話でありました。

ただ、従業員ですけど、その方たちもある程度、高齢化してきて、その人たちの頑張りにかかっているということなんですが、無理をせずしっかりと発注したら復旧・復興にかけて御努力いただきたいというふうな話はしているところです。ですので、改めて、その必要性、その存在というのは絶対なくてはならないということで認識したところでもあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のお話のとおり、今回の災害等で建設業者の方は本当に昔よりも少なくなっ  
て大変で、本当になくてはならない、また、働き手の方も少なくなっ  
て大変だと思  
います。本当にこれからまた活躍をしてもらわなくてはならないことが多くなると  
思いますので、建設業者の皆様方にも頑張ってくださいますように、よろしくお願  
いをいたします。

また、職員の皆さんをはじめ関係機関の皆様は休日返上で業務に従事して尽力し  
ていただき、誠に御苦労さまでした。

通常、農地の被災は管理者により直接、報告を受けるということではありますが、

今回は大規模な災害のため、区長による災害集約をお願いしたとのことですが、また災害はいつ発生するか分かりませんので、今後の災害に向けて、区長に正式に情報・報告を依頼しておく考えはないか、伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

災害の情報収集という部分については、やはり職員だけでは限界があるということとあります。地域住民を束ねている区長さんとかその区長さんのところに情報が集まったり、いろいろな関係団体に情報が集まりますので、それを役場のほうで吸い上げて対処していくという形をとっております。

ですので、区長さんを抜きにして物事は考えられないという気がしますので、しっかりとそこ辺の情報収集といいますか情報提供を町のほうにさせていただくように、今後もまたお願いしたいと。ずっとお願いしてきてるんですけど、そういう部分で早急に災害が起こったときにそういう情報を収集するような形にしていきたいと思っておりますので、今後も同じ形でやっていきたいと思っておりますので、その旨を区長さんたちにはお願いしてきた、またお願いしていくということで考えております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長の答弁のとおりこれからその区長さんたちにもお願いしても2次災害等に対する備えも必要かと存じますが、これからは災害の発生する確率も高くなると考えますので、区長や組合長さんに協力をお願いするほうが、北郷・南郷間が災害で通行困難になったときでも迅速に状況収集ができると考えますので、よろしく御協議のほどお願いをいたします。

次に、災害箇所の復旧に向けての作業は順調に進行しているのかを伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども申しましたように、315か所の査定を受けての発注という形になっております。

そのことで定められた期間に行われる災害査定受験に向けて、職員は毎日頑張っているところであります。

加えて、宮崎県建設技術推進機構や宮崎県土地改良事業団体連合会には、重要構造物で積算の難易度が高い箇所を依頼することとしております。また依頼しております。

また、県市町村課へ復旧業務の職員派遣の要望を行いまして、現在、日向市役所市街地整備課から令和5年3月末まで応援をいただくことになっております。さらには、日向土木事務所や農林振興局からも派遣をいただいておりますので、職員の方々のお力添えをいただきながら、まずは、その災害査定受験を終えたいというふうに思うところであります。

そういう形で多方面からの協力をお願いし、また協力をしていただきながらこれに対処してまいっておりますので、建設課をはじめとして皆さん、大変でしょうけど職員一丸となって乗り越えようと思っておりますので、議員の皆様も御協力をお願いしたいと、そのように思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、町長のお話があったとおり多方面でそれこそ協力をいただいているということで、災害に対する対策は万全な状態で頑張っておられるということがよく分かりました。今後も早く復興するように皆さんで力を合わせて頑張っていっていただくようによろしく願いをいたします。

次に、今回の台風による被災箇所が多くて大変な作業と思われませんが、農地等の管理者が自ら復興・復旧作業をした場合に、町としての支援があるのか伺います。

また、農地等の災害復旧は、支援がある場合とない場合があると思いますが、その基準を伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

災害に関して詳しいことはちょっと建設課長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、その要件が災害の適用除外という部分があって、軽微なとか、もう金額である程度、はじかれるということで、そういう形になっております。

例えば、適用除外になってない災害箇所を自分で復旧したと。復旧するということになると、今度はその災害の対象になってこないというおそれがあります。ですので、建設課としては、全ての被災者と会って、そしてここはこういうことで適用除外ですよと、それと今後はここはこういう形で災害の対象ですよと。

ですので、金額ではじき出すとか、入ってる、災害になる、ならないということですので、結構、金額が大きくなれば自分で復旧するようなことはできないのではなかろうかという考えもしますので、そこで建設課としてはそれぞれの被災者、所有者ですよ、その人たちとちゃんとコミュニケーションを取って、これはこうい対処をしますということで御了解をいただいているということ聞いておりますので、そういうことはなかろうかという思いではありますが、しっかりとそこ辺はしとかんといかんかなあというふうに思っております。

その適用除外要件とか、そこはちょっと建設課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

例えばなんですけど、農地の場合なんですけど、畦畔が崩壊したときには水溜ができないということで、貯留の効用が損なわれるために復旧を行うということで考えております。

これは災害の手引きに載ってるんですけど、「畦畔、あぜが残っておって農地の中腹、のり面等の崩壊や亀裂、小規模なものについては適用除外」ということになっております。

ただ、段々畑で下の農地に堆積した土砂等に関しましては、補助事業ではなくて町単の事業で除去を行うことになるのかなと思っております。

あと、「地籍上、農地であること」とそれと「水路であること」というものも求められます。

安易に休耕田をしていて維持管理を行っていないもの、あぜ塗りを行ってなくて被災をしたものとか、よく見受けられることがございますので、その辺も十分、考慮しながら適用、適用外であるという判断をさせていただいております。  
以上です。

【議長 山本 文男】

答弁・説明が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、お話があったとお話しがありました軽いものはしょうがないかなあとは考えるところがございますが、シイタケ栽培等においても作業道が通行できずに適期にほだ木おろしとか伐採などもできないので、自分で重機を借りて通行できるようにした生産者もいますので、このような方々に対して燃料代でも出していただけるような支援はできないかと考えているわけですが、よろしくお願いします。

復旧作業後には支援対策にはならないということですが、そこ辺のところをまた先ほどから言うように支援していただけたら皆さんも助かるのではないかと考えているところがございますので、よろしくお願いをいたします。

また、高齢者にとっては小規模の復旧作業ができない方もいると思います。この災害によって離農者や生産を止める方がなるべく出ないように、考慮をしていただくことが必要ではないかと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

災害のときに町道とか林道それぞれの建設業者、または森林組合と委託業務を締結して、その崩土等を除けていただく、また維持管理をしていただくという形で契約をしております。

ですので、災害において自分の例えば、作業道やらが崩壊してそこに行けないという話になると、ある程度、その災害復旧というかそういう部分はどういうことかなと思うと、やはり公共性の強いという部分がやはり優先されるのかなあと。個人ではなくて多数の人たちが非常に迷惑を被るというか、そういう観点があるのではなかろうかという気がしております。

ですので、個々人のそういうところまでみななければならないかということになると、非常に問題かなあということになりますので、よほどの崩れがあって、そういうことは災害復旧に係ってきますので、少しと言ったら御幣がありますけど、そこ辺の細々としたところまで町が見なければならないかというのはちょっと無理があるのかなあという気がしておりますので、そこ辺は個々人の対応をお願いしたいというふうには思うところであります。

それがいいとか悪いとかという話ではなくて、それをし始めると、もう際限なくやらなければならないということにつながるのではなかろうかという気がしますので、そこは少し申し訳ありませんが、自助の部分で頑張っていたいただければというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長、分かりました。いろいろ今回も災害が多くて復旧作業についても大変だと思います。公共の面がまず優先だということで。それこそ、住民の人からそういう話を聞いたものだから、そういうふうに支援できないだろうかという話でございましたので、今回、質問したところでございますが、今後はまたそういうところにもちょっと目を向けていただくように、よろしくお願いします。

次に、周知の件ですが、この件につきましては昨日、中田議員より質問がありましたし、町長も昨日の答弁において「周知を図りながら復旧していく」とのことでもございましたので、省略することにいたします。

水田等においては令和5年度の春肥、水稻苗等の予約の取りまとめが11月25日提出期限で注文書が来ていましたが、このように各作物ごとに来年度の予定がありますので、生産者や町民を不安を取り除く意味においても、広報や周知を徹底していただきますようお願いして、次の2番目の質問に移りますが、議長、よろしいでしょうか。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【4番 兒玉 鋼士】

町民が安心して住める町の体制づくりについて、伺います。

西郷は本所、北郷と南郷は総合支所であったが、北郷と南郷を地域課にした経緯について伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

なぜ組織再編をしたかという話でありますけど、ずっと総合支所方式という形で出来上がったという中で、ずっと役場の様子を見てたんですが、ちょうど合併協議会の考え方ということで再三、言ってますけど、平成17年1月8日、第14回総会で組織機構についてと定員定数の考え方が示されております。

組織については、合併から4年ということで第1期という形でしておりますが、「美郷町発足時点での大幅な組織機構の改編は行わず、現行組織を基本とした適切な組織機構とし、必要に応じて実態に即した見直しを行うものとする」ということで書いてあります。

第2期なんですけど、5年から10年ということで、「美郷町発足後、行政改革大綱の策定実行及び財政改革の実行により、制度や事務事業の統廃合、見直しに伴い、機構組織についても必要に応じて見直しを行うものとする。また、目標とする効率的な適正規模の組織機構については、実態に即して検討することとし、具体的な組織編制の整備に当たっては美郷町に委ねるものとする」ということであります。

ちょうど行政改革大綱、これは平成29年1月には「組織の簡素化、効率化、定員管理、職員の能力向上と質の向上、質の高いサービスの提供等、これをしっかりしていく必要がある」ということであります。

いろいろ問題はある中で、やはりどうしても職員数も減るという形の中で、3つの総合支所方式という形を取ること自体が今の現状に合わなくなってきたということでもあります。その中で、行政改革大綱ですけど、「行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて課の編成について新設・統合及び廃止を進める」ということであります。

平成27年の最終まとめによると、「小さな本所、大きな支所の維持が困難な時期に来ていることは確かであり、転換期を迎えている。支所の組織改編及び課の再編時期については組織改革経費等の観点から、平成29年度4月の新庁舎完成時期に合わせることで一致」とあります。

結局、この庁舎ができたときにその組織の改編というか、そういうことは考えてもいいのではなかろうか。そこで行政改革という部分も踏まえてそういう形を出しているということでもあります。各支所、南郷、西郷、北郷いろいろな形の中で南郷と北郷の庁舎にどのようなニーズで町民の方が訪れるのかということを経験を取ってみますと、結局、証明事項事務が多いということでもあります。

ですので、そういうことを鑑みまして、そういういろいろな形のサービスが低下しないようにということで本庁方式という形にしたと。合併を進めるときに、総合支所方式、本庁方式、分庁方式、この3つがあるかと思うんですけど、美郷町は最初は総合支所方式を取ったということだと思います。その3つが同じような形で総合支所方式は置いているということで、それが20年、30年も同じような形で置けるのかという話で、ずっと考えていったとき、そしてまた現状を見たとき、そ

の合併協議会の中のこの文言を見ると、ある程度、合併協議会の委員の方々は先も見通していたのかなあという思いであります。ですので、総合的にやはり職員の能力とかそういうものを高めていくためには、そういうことが必要であろうというふうに思っておりました。

ちょうど副町長時代なんですけど、よく電話が来て、これは一方的な見方かもしれませんが、「遊んでいる職員が多い」という話でありました。何をしとるか分からんという話だと思うんですけど、町民からは。本人たちは一生懸命、仕事をしているということだと思うんですけど、そういうことの中で、やはりいろいろな団体において「262の原則」といいますか、結局、働きアリの原則といいますが、よく働くアリが2割、普通が6割、そして働かないアリが2割と。どんげな団体でもそういう形で出てくるという気がします。

よく話すんですけど、今の首相が開成高校出身ということでもありますけど、その高校でも262はやはり出てきているのではなかろうかと。

ただ、その下の2はほかの高校に行けば上位の2になります。ですので、結局、そういう職員を集めて切磋琢磨することがスキルアップにつながり、ひいては町民のための職員になっていくと、そういう考え方もありますので、そういうことを全て総合したときにこういう形に、本庁方式にしたということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

ただいま町長のほうから詳しく経緯のほうは説明がございましたが。

それこそ平成11年度において3村合併協議会にて1本所と2つの支所でした。その時点では、本所、支所共、平等に機能を果たしており、町民の不平不満はなかったが、平成31年度に現在の体制になったわけですが、その際の説明会で「不具合のところがあれば、見直しもする」というような説明があったような気がしますので、加味して次に移ります。

ただいま町長の説明があったとおり、その時点で見直しをされたということですが、それから後に不具合があれば、また見直しもしてもらおうほうが本当じゃないかなあと考えております。

現在の1本所、2地域支所の体制をどのように捉えられているのか、町長の考えをお聞かせください。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

再編をして4年目を迎えております。その中で、最初のうちはやはり景色が変わるといいますかそういう形の中で御批判もいただいたんですけど、ずっとやってくる中で、悪いところを手当をしながらというか、例えば、火事的时候はどんげすつとかとかいろいろな問題も出てきました。そういう話の中で一つ一つ丁寧に対応しながら、またそういうことでやってきた中で、やはり総合支所方式よりもこの本庁方式のほうがよかったと、私はそういうふうに認識をしております。

職員数も減ってくるということで、合併当時よりか病院職員を除いて77名か78名くらい減ってるということです。今後も減っていくという形において、それを三等分して同じような機能にするかという話になると、非常に難しい。

ちょうど副町長時代に、本所が西郷ですので、西郷の中における職員は県庁・国、そういう部分と相対しなければなりませんけど、非常に忙しいと。その横といえますかそういう部分は直接はありませんので、やはりそうすると職員のスキルが上がらないという部分も非常に見てましたので、そういうことを考えると、結局、職員数が減だということになってくるという中で、この本庁方式でよかったのではなからうかというふうに私は思っておるところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のお話も分かるわけですが、住民サイドからすれば、現在の美郷町全体の人口数は4,863人で、西郷は1,835人、北郷は1,432人、南郷は1,596人ですが、一方、職員においては本所に113名、北郷は6名、南郷は5名であります、職員の方々は一生懸命、頑張っているわけですが、これでは平等に台風災害等の対処や町民サービスはできないと考えますが、町長、いかがでしょうか。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

台風災害といますか、結局、そういうときにこういう形で台風が来ますよという形にしているときに、6班編成を職員に分けまして、1、2班が西郷、3、4班が南郷、5、6班が北郷ということで、事前に分けております。そして、今度は台風が過ぎ去った後は、今度は課で動きますので、総務課の仕事がありますので、そういう形になってますので、私は、何ら問題なかろうというふうに思っております。

そしてまた、それぞれの消防団がつかますので、その分で例えば、本所1本で全部やってるかという話ではないというふうに、私は認識しておりますので、しっかりとそこ辺は対処ができてるというふうに、私は認識をしているところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

最近においては、誰もが思いつかないような災害や事件、救急案件が起きていますので、どのようなことにでも対応できるような体制があつてこそ、地域の住民が安心して日々の生活を送ることができると思いたしますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そのために日々、こういう形でいいのかという話の中で、やはり救急とかそういう災害に対応という部分で、今回、大きな災害を受けたわけなんですけど、それに対してよかったか、悪かったかを本当に精査しながら積み重ねていくということが大切かなあと。そして、町民の生命財産を守ることが大切だと。

今回の台風に関して思ったことは、本当に町民の命を守れるかという根本的なところで、その人たち、結局、自分の命は自分で守ってということが根本的にそういう自覚をしてほしいということなんですけど、やはり避難の仕方とかいうのはやはり検討すべきことじゃないかと。今までの方法でいいのかなあとということで、すごく

疑問を感じました。

ですので、本当にこれから先、これよりか大きい災害が必ず起こるという想定のもとに、やはり備えるべきだというふうに思っておりますので、その組織機構という部分とそれに対応する部分は別感覚で、別問題というか、考えていく必要があるというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のおっしゃるとおり自助・公助・共助という形で将来的にもやっていくのが本当だと思います。

ですが、今の体制では火災や災害はもとより役場の職員と町民との関係、コミュニケーション、絆等が希薄になってくるのではないかと考えますが、町長、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町民とのコミュニケーションということではありますが、今、コロナ禍の中でやっておりますけれども、職員を配置してそれぞれの地区に職員を配置しております。いろいろな中でのコミュニケーションを取っていく。そしてそれをローテーションさせながら、町民との、早く言えば触れ合いなんですけど、そういうことをやっていこうということやってるんですが、それがコロナ禍の中で止まっているということでもあります。

また、これがコロナがそういうことで解除されるというか、そういうことではなくなれば、また復活してやっていきたいというふうに思っております。

それに、そういう形の中においても、やはりそれぞれの地区に公務員というか、役場職員はいますので、やはりその人たちが地域をちゃんと把握していただくことが一番大切かなあというふうに思っております。

ですので、町民とのスキンシップといいますか、そういう部分は町外の職員もいらっしゃいますので、町民の方が知らないというか、そういうことがないように努めて、町民と会話、触れ合いの場というか、そういう部分で交流ができればいいなという部分で考えておる制度ですので、またやっていきたいと、そういうふうに思

うところであります。  
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

よろしくお願いいいたします。各北郷・南郷が総合支所の頃のことですが、ベテランの方がいるから大丈夫と考えますが、今後も電話で受けたときに名前と顔が分かり、どの地区に住んでいる人か理解できる職員に、若い人たちがなっただくことをお願いをして、次に移ります。

今後、現在の北郷・南郷支所をどのようにされるのか、町長の考えをお聞かせください。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども申しましたように、今の本庁方式で行きたいと。

ただ、「ただ」と言いますか、私はそれが絶対いいと思っております。今の方式がやはり美郷町を運営というか、それをしていくためには総合方式しかないかなあというふうに思っております。

しかし、町長が代わった場合、その町長がどのように考えるかは、また別の問題でありまして、私は、今の本庁方式が美郷町の発展のために寄与する方式・制度だと私は思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のぶれない姿勢は、本当に素晴らしいことだと私は思っております。町長が代わることもないと思いますが、南郷と北郷地域の住民が安心して住めるようにするためには、人員の確保が必要だと考えますので、令和5年度からの地方公務員の定年引上げの対象者の方を現在の支所職員に増員する形で配属する考えはないか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな形で会計年度任用職員そしてまた65歳の定年延長という部分で、職員の採用の方法とか個人の望みでもあるんでしょうが、いろいろな形の採用方法が出てきたと。

ただ、やはり基本的には若い職員、若い子を入れていかないと、10年後、20年後に本当にいびつな形になってると。昔で言えば、50代、40代が非常に多かったと。合併したときに何でこだけおるとやという、何か問題があったつかねというくらい多かったと。そういうときには、職員は楽なんですけど、今は20代、30代を見てますと少ないということになります。

ですので、やはりそういう人たちもそういう考え方も採用して、そちらのほうにという部分もあるとは思いますが、やはり適正化という部分があり、そしてまた、次につなげるために若い職員を採用していくということで考えております。

ですが、議員おっしゃるように、そういうことでやはり経験豊富な職員を出してくれんかということの要望であれば、また考慮したいと、そのように思うところでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

支所のどのような課の方においても同じだとは考えますが、例えば、建設課、農林振興課の方の長年、経験を積まれた職員がいただいたら、地域の住民もこの

たびのような台風災害のときも安心して相談ができ、わざわざ本所に出向いたり問い合わせたりすることの減少につながると思いますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるようにならぬという職員を支所、支所に置いたらいいかという部分は、言われるように建設課の経験がある職員を置いていただくと安全安心につながるということであれば、そこ辺も考慮しておきたいと。

ただ、どういう任用制度、手を上げるというか、私はそういう形でまた勤めますとか、それはやってみないと分からない部分がありますので、全てそういう職員が集まれば、そういう形になってもいいかなあというふうに思いますが、そこ辺がバランスとそういう職員が出てきたときに、経験者というか、そういうものもやはり本庁にも置きたいし、またそういうことであればという話の中で人事異動の中で考えたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

ありがとうございます。やはりベテランやプロフェッショナルな方になると、そういう方になると、住民の話を伺えば、その内容の最後の段階までが理解できると思います。支所の増員も住民のために重ねてお願いをいたします。なかなか難しいでしょうが、町長は話せば分かる親だと思っておりますので、子供が駄々をこねますが、ぜひ、地域住民の意向を重きに考えていただくことをお願いしまして、私の質問を以上で、終わります。

ありがとうございました。

【議長 山本 文男】

これで、4番、兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

ここで、休憩とします。

再開を午前10時55分からにします。

(休憩：午前10時46分)

(再開：午前10時53分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

次に、7番、那須 富重議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

それでは順番が参りましたので、質問をさせていただきます。

連日、災害に対する質問が相次いでおりますけれども、私も現地を見まして本当に被災された方々の一日も早い心の復旧・復興、これを願うところであります。本日も、一般質問に本町の災害対応についてということで質問させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この被災された方々のことを考えまして、その復旧と今後の防災対策については、私も少しでも貢献できるようにということを考えまして質問させていただきます。

9月の台風14号では、美郷町で15日から19日までの降水量が985ミリと、平成17年14号台風の三日間で1,200ミリの降水量には及ばなかったものの、前回に引き続き、再度の被害を被ったところでありました。

そして今回、また新たなところに大変な大きな被害をもたらしました。その被災の傷跡が痛々しい中、現在、担当の職員の皆さんは来年2月までといわれます査定を含め、残業をしながら復旧・復興の対応に追われているわけですが、ここで言いますなら、先日のワールドカップの日本代表に例えるなら、まさに「ブラボー」であるというふうに感じて、感謝をしているところでございます。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

この14号台風被害で最も恐れるべきことがありました。それは昨日の14号台風の災害の質問の中にありましたけれども、9月18日の夕方から西郷上区での松の越集会所に5人の地区の人たちが避難しておりまして、この避難所の左右の小さな沢が土石流により大きく崩壊しまして、位置がずれていれば5人の方の命に関わる大変な危機的状況にありました。

現地に赴いて視察をしたわけですが、本当に度肝を抜かれるような大変なショックを受けましたが、この避難の在り方について、町長の考えを伺いたしたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今回の西郷山三ヶの上区地区におきまして、台風14号の接近により松の越集会所が谷からの土石流と敷地崩壊の被害を受けました。幸いにも、自主避難していた松の越地区の住民にけが等はございませんでしたが、議員おっしゃるように、その状況を見ると、何か背筋が凍るといふか、一步間違えば本当に「人災だ」ということと言われても仕方がないというふうにしておるところでございます。

ですので、避難の仕方はいろいろな町に、親戚のところに行くとかいろいろな形であるんですが、この松の越集会所につきましては、町が指定した集会所ではないのですが、上区改善センターが避難所なんですけど、やはりそこに集会所があって大丈夫だろうという認識の中で避難してきたということは間違えではないというふうには思うんですが、町がそこを「ここは違いますよ」とかしっかりと言ってなかったといふか、そういう部分も問題かなあといふふうにしておるところでございます。

ですので、今後の避難の在り方なんですけど、やはり区長さんを通して「ここは違いますよ」と、「危ないから、ここには避難しないでください」と、そういうことをしっかりとやはり周知していく必要があると。これは上区だけの話ではなくて、やはりそういう部分があるのではなかろうかと。

今まで公民館という部分はある程度、平場しっきりとした形で作ってるので避難所としていいんですけど、この集会所はその地域の方々が寄り合いやらするときにちょっと場所が欲しいという形の中で要望があって作ってきたという経緯がありますので、それがしっかりと構造の中でできてるか、また場所が軟弱じゃなく万全かという部分の精査という部分でしっかりと把握する必要があるといふふうにしております。

昨日も言いましたように、地域防災計画を立て直す必要があるという話の中で、やはりそういう避難所は区長さんとかその消防とかいろいろな形の方に聞きながら、大丈夫なのかという部分でもう一回、点検する必要があるといふ気がしております。

ですので、町がやはりそこを避難所とした以上は、やはり安全の確保ということが絶対、最優先されますので、そこで事故が起こったら、本当に申し訳ないと思いますので、そういう気持ちの中でそれぞれの施設を見直していきたいと。それも早いうちにやったほうがいいといふ気がしておりますので、そういう方向で進めさせていただきます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今、町長からおっしゃっていただきましたが、実際に避難された方々に私も話を伺うことができましたけれども、18日の夕方に避難をしようとして、上区センターに避難をしようとしたそうです。

ところが、時はもう既に遅くて、前の谷を渡る橋が渡れないと。やむなく松の越の集会所に避難をして、結果的に避難のタイミングを逃してしまったわけですね。このことが本当に一番のポイントだと思います。そういうことを含めての避難のタイミング、これをやはり日頃から、今、町長が消防を含めてそういう地域での対策を考えるとということでおっしゃっていただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

やはりこの件が本当にもしこの5人の方に何か大きなことがあれば、この日本全国でのトップニュースとなりかねないニュースになっておりました。そのくらいの危機的状況でありましたので、このところをしっかりと強調として、私は訴えておきたいと思いますので、その点、ぬかりのないような対策をお願いしたいと思います。

それから、この土石流発生 of 地理的状況について、町長としてどのように把握されているのか、考えをお伺いしたいと思います。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

建設課と話をしながら、なぜそういうことになったのかという部分で、松の越でいえば、上に南郷に続いている大規模林道の崩土が崩壊があって土石流になってきている部分と、それと敷地自体が軟弱だったと。雨がというか水が多かったということで、結局、そういうことが重なり合って起きてると。

災害対策という部分は治山事業で直していくという話なんですけど、やはりそういう場所というか、そういうところはいっぱいありそうな気がするんですね。ほんならそこは今度は、今回は大丈夫じゃったから、次も大丈夫じゃろうかという話にはならないというふうに思っております。

ですので、防災計画を見直すときに、やはりそういう道をかぶったり後に山を抱えたり、そういうところはもうはじいていくというか、そこはもう避難所にしないほうがいいのではなかろうかと。

ただ、14号で一番思ったときに、以前も言いましたように、やはり台風はどんどんどんどん一刻、一刻と情報が入ってきますので、気象庁等から。そうしたときに避難するまでに時間があると。

議員、おっしゃいましたようにその避難する時期を逸したということがこういう形につながる可能性もあるということでもありますので、今度はそういう山間部におられる人たちの避難方法というものを変えないかんちゃないかというふうに思っております。抜本的に町がマイクロバスを出してでも連れてくるというか、安全な場所に。

そこに一日、二日おってもらって、台風が過ぎ去って、また帰っていただくというような形を取ったほうが、非常にこちらとしても安全というか安心するという、そこにおるよりかは安心するということですので、やはりそういうことまでやっていく必要が今後、出てきはせんかというふうに思っております。

ですので、その地域、地域での避難所でここは大丈夫よねという、結局、何か専門家辺から見てもらって、「ここはいい」「ここは駄目じゃ」という部分までする必要が出てくるんじゃないかなろうかという気がしております。

ですので、幾らその集会所が頑丈であっても、その地形とか地盤とかそういう部分もろければ、大雨になったときに崩れやすいという話になれば、やはりその避難方法としては町がそういう、例えばの話なんですけど、マイクロバス等を出して避難をしていただくというような方法を、今後、取る必要があるのではないかなというふうに、ちょうど台風14号のときに思ったところです。

ですので、やはりそういう形まで取らないと、町民の生命を守れんような時代になったっちゃんないかなあという気がしております。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【7番 那須 富重】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

7番、那須 富重議員。

**【7番 那須 富重】**

今回のこの土石流、本当に大変な状況になっておりますけれども、この地域自体がやはり農林振興局なんかの資料によりますと、宮崎県の中で特殊土壌地帯の指定地域となっているということですね。赤ホヤと呼ばれる表層滑りを起こしやすく、切り土面で崩壊など土砂災害が起こりやすい土壌で、今後も今回のような風水害に見舞われれば、人命を含む大きな災害をもたらしかねないということで、非常に災害に備えることについては、ほかの地域以上に考えなくてはいけないというような大変な地域ということが、これを見たら分かります。

先ほどの件で、町民の命を守れるかと、それから、これより大きい災害が必ず起こるということで、今もおっしゃっていただきましたが、バスでの避難も考えなくちゃいけないんじゃないかということもありますけれども。

ここで、この地域には上区、中区合わせて50戸の世帯があるそうです。住んでおられる方に実際に避難を考えたときに、やはりこの地が動いているんじゃないかという自覚があるのかということ聞いてみました。

そしたら、それはもう自覚していると。少しずつこの地域は下がってるんですよということを自覚しております。そういう点で、至るところで土砂災害が発生して、ここに住み続けること自体が本当にもう大変な危険を伴うというふうに、私も判断するんですね。これは素人目に見ても、明らかにその土壌が地盤沈下ではありませんが、動いているということであれば、赤ホヤと呼ばれる地層の中に住んでおられるわけですから。そういうことを今後のために、安全を確保しなきゃいけないと

思うんですが、町長のこれからの考え、何か今、ありましたら、ちょっと急かもしれませんが、ありましたらお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに地盤が安定しないということで、どこそこが、前もなんですけど、恵後の崎のほうに落ちたという話、恵後の崎というか、その上の古園のダムのほうですね。そういう形の中で地盤がしっかりしてないと、今後どうするねということで、上区のある人と、夫婦2人なんですけど、旦那さんのほうは動きたくない。奥さんのほうは動きたいという話です。それはよく分かります。

旦那さんは、生まれたところで愛着があると。奥さんのほうは、旦那さんが好きになってそこに来ただけであってという話で、やはりそういう夫婦でも考え方が違うということで話しておりました、ほんならどんげするやという話です。

だから、早く言えば、移るにも移る場所がないという話になってきたときに、やはりこちらのほうの住宅用地、造成するなりして、その住宅用地あるいは住宅建設、そういう形をしていただくと移りやすいということかなあと。自分が用地を見つけるということになると、非常に労力がかかって、個々人对個々人になると、非常にスムーズに進まないという部分もあるでしょうから、町がそういう部分の、ここだけじゃなくて南郷・北郷もそういう場所を見つけて、宅地造成をします。そしてそれを売りに出すという形。その中で住宅も造っていくという考え方を、今からしていくと。

スマートシティではないんですけど、結局、寒川のように集団移転までは行きませんが、下りてきていただいて、そしてそこから仕事に通っていただくという形のほうが、やはり町としては安全というか、こんげ降って大丈夫だろうか、そのとき、そのとき、そしてそこには消防団は少ないということで、また輪をかけていろいろなことになってきますので、そういう方向で今後、お金は要るかもしれませんが、人の命には代えられませんので、そういう宅地造成辺をまずやっていきたいなという頭はあります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

確かに私は、これは誰が見てもその考え方は正しいというふうに判断をします。

ただやはり長年、その地に住み続けてきて子供のときから育ってくれば、どうしても愛着がありますので、なかなかそこら辺りに葛藤が出てきていろいろとスムーズに行かないということも目に見えるような気がしますけれども、基本的にそういうお考えを持っておられるということで、私もちょっと安心をしました。

ぜひ、機会があるごとにそういう話を進めていただきたいと思います。これは本当に地域のことを考えたり人のことを考えている人であれば、やはりそちらのほうに傾いてきてくれると思いますので、ぜひ、その辺は私も支持したいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それから、今回、各地区の土石流災害、耳川、小丸川流域の浸水被害はこのままでは今後の同様の被害が懸念されるが、その対策について伺うことを上げておったんですけど、これは昨日の質問の中にもかなり盛り込まれておりましたし、今日も出ておりましたので、ある程度、省略をしたいと思いますが、後ほど、これについてのまた質問を少しはしたいと思いますが。

ただ、今、出ているのは、先日、私も言われたばかりなんですけども、町内の土木業者からのお願いなんですよね。これはもう以前からずっと河川の土砂がたまっていて河床が上がってきてるので、これの捨土をするところがなかなかないという問題点がありましたけれども、土木業者の話によりますと、差し当たっての復旧作業に当たって、土砂を捨てる場所がなくて困っていると。これを何とかしてもらえないだろうかという相談がありましたけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはりいろいろな工事をするとき、土捨て場といいますか、それが確保がないと、県のほうもしないというわけじゃないですけど、結局、用意してくださいねということで、町に用意してください、業者に用意してくださいという話になってきます。

業者が自分で用意しておったところが、結局、その工事が今度は違う業者が取っても、そっちに持ってくると。そして自分が用意しておったところが満杯になっていくという話で、何しよるか分からんという話になるんですけど。

土捨て場をそれぞれ今度は、建設課やらといろいろなところを見て、やはり今度は山の上に置くとまた問題ですので、やはり平場というか。埋め立てた後に今度は何かに使えるという部分も出てきますので、今回はこれから先、ある程度の量を見込めるような場所を町で購入したらいかんかという気がします。町で買い上げると。そこを土捨て場として全ての業者さんが使えると。3か所くらい要するという気がするんですけど。それも平場で、そこ辺が埋め立ててしっかりして、後々は住宅用地でもいいしという話になってくるかなあと。

ですので、なかなかそういう場所があるかないかという部分がありますけど、結局、それでまた土石流を起こすようなことがない場所にある程度、平場のところを町が買い上げて確保するような方法じゃあいかなあということだと思います。

議員さん、それでいいですよということになれば、そういうことで進めたいと。

南郷のほうも、昔そういう箇所があったと。あったというか今もあるんですけど、何か相続とか土地の所有者がどうか分からんという話になっていて、それから先に進んどらんとですよという話を聞いたから、それはそれとして、そういう場所があればどうにかこうにかして、土捨て場として確保できないかなというふうには思っています。

ですので、町所有にしていくということがいいかなというふうに思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今、いい答弁をいただきましたけれども、現在、土木の業者が、差し当って日向の業者も南郷・西郷・北郷に入ってきてる業者が口をそろえて言う。「土捨て場がなくて困っている」と。今の直面している問題ですので、できたら速やかに、まず第一歩を踏み出していただいて、その辺の問題解決に当たっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、これはまた別件ですが、国は60年以上前から特殊土壌対策として、特殊土壌地帯の災害防除及び振興臨時措置法を制定し、5年ごとに期限を延長し、過去には5年で2兆4,000億円前後の事業費がありました。現在は5年で9,000億円と減少してきております。

これは直近で2021年、昨年までのデータが出ておりましたけれども、恐らくこれは継続でまた2022年から5年間ということに継続していると思うんですが、この予算については、まだちょっと私も把握できておりませんが。

ただ、こういった事業があるということは、特に激甚災害の指定を受けておる当地域ですので、できたらこの予算の確保についても、周辺自治体と一体となつて、なお一層、要望活動を行うべきというふうには考えておりますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かにそうだと思っております。

普通、道路では整備促進期成同盟会という同盟会をつくりますけど、道に関しては。今度はやはり視点を變えて、河川を守るといふか、河川の堆積土砂をどんげす

るとかというような、やはりそういう整備促進の同盟会をこの入郷地区だけでもつくっていったらどうかということで、ちょっと諸塚村と椎葉村長にも言ったことがあります。

こっちが3人でやってもなかなか難しいだろうという話で、やはり議会さんたちがそういう中に入って、議会のほうがそういう同盟会をつくって陳情活動に行ったほうがより効果的ではなかろうかという話であります。

ですので、なんでそげん思ったかという、今、和田古川のほうの災害被災者の会というものができて、それが椎葉、諸塚もそういうことができたっちゃねという村長が言うから、その中で、椎葉村長が、「何かうちもそういう動きがあったら、そういう形をつくらないかんちゃろう」という話で、「そげなったら一緒にしたほうがいいじゃないか」と言うたら、今度はどんどん大きく考えれば、もうほんならひっくるめてそういう期成同盟会みたいなものを議員さんたちに立ち上げていただいて、それで今後、道路もなんですけど、そういう部分で視点を変えて、どうしてもやはり災害の被害を少なくするための要望活動という部分で、そっちのほうが効果的ではなかろうかと思ったから、そういうことを言った覚えがあります。

ですので、今の答えになるかどうか分かりませんが、そういうものを話していただいて、何かそういう形でできると、こちら動きやすいということですので、何かこういうものができないかなということで、逆にお願いしたいということでございます。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【7番 那須 富重】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

7番、那須 富重議員。

**【7番 那須 富重】**

「ありがとうございます」と言いたいところです。本当にこの件は、やはり議会と執行部が一体となってというところの最たるところだと思いますので。今まで特に道路の整備について、388、327、446ということでやっておりますけれども、これに引き続き、やはり今回、新たなところでまた次回の質問にでも折り込もうと思ってるんですが、やはり今回、昨日もちょっと話に出ましたけれども、椎葉のほうで特に諸塚のほうの道路崩壊によりまして、迂回路がなくて袋小路になってたということで、今回、1日に新屋敷の中山のほうを通れるようになって復旧できたということで、先日、議員大会が日向で、東臼杵の議員大会がありまして、そのときに、椎葉の議員の方から再三、言われました。「この道路は非常にもう有用であって、今日はその道路を使って出てきたんだ」ということで、これはやはり迂回路というか、迂回路を本線にしてもいいくらいというようなことですので、今、南郷神門のほうから椎葉の那須橋までは30分で行きます。馬見原まで1時間5分で行きますので、そういうルートでありますので、このところはしっかりとまた、これは次回でまたやりますけれども、今の町長の「議会のほうで進めていただきたい」という土砂とかそういう予算の確保ですね、こういうことについては、私も文

教産業常任委員長として、ぜひ、議会内ではもちろんですが、近隣の町村の議員の方にもお願いをして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の災害発生後のインフラの復旧対策ということで挙げておりますが、この災害発生後に、これも昨日ちょっと質問の中で幾つか出ておりましたが、私は、各地で復旧作業には、先ほども言いましたけれども、水源地での復旧作業には担当の職員の皆さんの献身的な活動が目につきました。これにより早期の復旧にこぎつけることができたということで、今回の復旧作業で改めて、地域の方々から職員の皆さんを称賛する声の高まりを聞くことができました。本当にこれは日頃、中には「職員は何やとっとか」と言う人も、「今回だけはもう見直した」というような話も聞いておりますので、非常に私たち議員としても、やはり執行部を監視している立場でありますので、非常にうれしく思ったところです。引き続き、頑張っていたきたいと思います。

それと同時に、停電時にポンプアップができないと。貯水槽に水をためることができないということで、導水管のほうが目撃だったということもありますけど、もう一か所のほうもやはり停電によって断水があったということがありますけれども、そういったときに、停電時に対応できるような発電機の設置について、御検討いただけないかと思ひますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはり電気がないと全てが動かないという部分があって、九州電力の復旧は別として、やはりそういうことを思ひました。

ですので、発電機は必要だなあというふうに思ひしております。発電機を一遍にそろえるということはなかなか難しいかもしれませんが、それをやっていきたい。

それと、前から話してたんですけど、給水車です。これも必要じゃなかろうかということで思ひしております。

ですので、やはり水道が止まってしまうということは結局、その水道自体が被災しているわけですので、どこからか水が生きてるところから給水車に入れて運ぶと。今度はやはりそういう部分の、起こったときの対応、そういう物、備品。だから給水車を買わせてほしいなあという気持ちと、やはり備品として発電機を置いとくとどうにもならんという気がしてますので、そこ辺をまた検討して対処したいと思ひますので、御理解をいただければと思ひしております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

まさに今回の災害によって出てきた答弁だと思います。これはあつて当たり前聞こえるんですけども、なくて色々と不自由を感じるもんですから、特にこの発電機なんていうものはやはり大きな広い世帯で支障を来しているわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

恐らくこれについて、議会の皆さん、賛成をしていただけるんじゃないかという判断をしますので、ぜひ早く予算をつけていただいて、議案として出していただければと思います。よろしくお願いします。

それから、これはまた別件になります。九電の対応についての案件になります。

停電の復旧の件で、周辺住民の住宅は復旧しているのに、被災した家屋への電柱から引込みができなくて、電気がつくのに10日余りがたっていて、これは電柱からの引込みは一般の電気屋さんには対応できませんので、周りの被災してない住宅はそういうことで復旧できていたのに、被災した住宅は冷蔵庫も使えなくて、復旧に向けての大工工事等にも電気が必要なんですけどもそういうこともできなくて、復旧までの10日余りを毎日、20リットルの燃料を使って発電機を駆使して、復旧は九電に対して連絡を取るんですけども、私も盛んに九電の電話の受付に電話するんですけども、やはり対応マニュアルがあつて、その域を抜けられないような返事ばかりなんです。町長も九電の方にも会つて、なかなか苦慮されたという話を聞きました。

ただやはりこういう点は本当にこれだけではないと思うんです。近所の方も心配をしてはいるんですけども、ただ、被災された方だけが電気が来てないので、いろいろと本当に困つてしまつてたんです。そういう点についても問題点がありました。

そこで、現在はちょっといろいろと皆さん、復旧に一生懸命になっておりますのでなかなかできないことも多いかと思いますが、ただこれ、平時に戻つた時点で、一度は九電に聞き取り調査を1回やらなくちゃいけないと思つておりますが、これは議会のほうでやるべきかなというふうに今、判断しておるところですが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議会のほうがそういう聞き取りをしたいという話で、九電さんに申し込んで、それはそれでいいのかなと思つております。

こちらは九電さんが、結局、台風が過ぎた後に来られて、こちらのほうとしても苦情を言つたということで、「何でここがこんげなつたとね」と。そしたら、こっちとしては、そこ辺をいびれば、そこがつくと。そういう頭しかありませんので。だけど、今、古川の話をしてるんですけど、最終的になつたという話であります。

いろいろな事情があるんでしょうけど、その事情を言えば、それを何かすると。それは分かってもらえると思うんですけど、「何でか」という部分の「何でか」が返ってこない。情報として非常に出しづらいという部分があります。ですので、九電さんに対してそういうことがあったということは、やはり今後も言っていこうと。

また話はちょっと違うんですけど、耳川の土砂管理の事務所が明後日頃、来ますので、明日ですかね。その中で、通砂という部分をやはりしっかりと見据えて、それが検証するでしょうから、この台風に対しての検証、そして今後の予想という部分をしっかりと出していただいて、やはり町民に周知徹底する必要があると。

ですので、やはり九電さん、そのときには一遍にどこそこが被災して大変だとは思いますが、それはそれとしてやはり言うべきことは言っていきたいと。最初言いましたように、議会の皆さんがそういう要望と意見交換会をすることに関しては、何ら問題ないと私は思っています。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【7番 那須 富重】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

7番、那須 富重議員。

**【7番 那須 富重】**

ぜひ、これがもし可能であれば、私のほうから議運のほうにもかけて何とか実現できればいいなあというふうに思っております。

本当にこの九電さん自体が、これはトータル的に、次の問題に入るんですが、被災後の被害調査の在り方という点で、ちょっとこれを今回の被害の調査、災害発生箇所は河川、町道、林道、農業施設合わせて315か所ということで上がってきておりますけど、この情報収集は各担当がやってこられたと思うんですが、それでよかったんでしょうか。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

担当もなんですけど、結局、最初は分からない部分がいっぱいあるということで、情報収集の中で、建設業者、森林組合それと素材生産業者まで含めていろいろな形で情報が入ってきてると。その道の先から崩れた先はちょっと分らん部分もあったんですけど、ある程度、あとは職員が行って見てきたということで、やはりそういう区長さんを通したりそういう部分の情報の提供が非常に早かったと。そして、それにこちらが対処できたということで、こういう結果になったのではなかろうかという気がします。

ですので、職員だけではないと。やはり町民のおかげだというふうには思っています。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

今回、私も総務課の危機管理担当の説明を災害が終わった後にうかがったんですが、ちょっと忙しいときに本当に申し訳ないと思いながら言ったんですけども。

災害後に、私の言い方はどちらかというところ「一軒一軒の世帯ごとの被害調査をすべき、実施してほしい」ということを言ったつもりだったんですけど、ちょっとお互いにそごがあったんでしょうか。できれば、まだ私もいまだに回ってますとそういう話を聞きます。「あのときはこうだった」「こうだった」という話を。直後に私も道路なんかどずっと歩いてみますと、やはり道路からあふれた三方張りのような今、道路になってますので、歩道等の間で。そして、上からの用水が道路を三方張りで用水路に流れてきて、低いところから流れ出て、そして自宅のほうは道路よりちょっと低いところにあるところ、これは工事によって結果的にそういうようになったところがあるんですが、そういうところの苦情も出ております。

ただ、そういう人たちは今回の被災箇所として挙げておりません。だからそういうところ、恐らくこれは漏れているところがかなり小なりあると思うんですね。そういう点で、中にはひどいことを言う人もいるんですね。災害の途中に、翌々日くらいに、「ここはこんげなっとっちゃけん、役場は見にも来てくれん」とか、そういう厳しいことを言う人もいます。

けれども、やはり我慢する人は我慢するんですね。これくらいのことは自分でやらにゃあいかんというふうな、要するに町が何をしてくれるかじゃなくて、自分が何ができるかというような考え方、立場でそういうスタンスで考えている人たちはそういうふうになりますけども。

落ち着いたときに、いわゆる平時に戻ったときに、そういうどこで何が起きてたのかということ、次回の災害の基礎資料となるべくそういったことをやはり把握しておく必要があると思います。ささいなところも見逃さないようにしておけば、町に対する批判もかわせるようなこともできてきますし、いろいろな災害の兆候についても何かあるかもしれません。先ほどの土壌の崩壊についてもそういうこともありますので、できたら平時に戻ったときに一軒一軒世帯ごとの被害調査をぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃることはもっともなことかなあと。その災害の最中にということはできませんけど、平時のときに回ってどうだったかということを知ることが、今後の防災に対する備えというか、そういうことにはつながると思っております。

原則的に個人のところまでは行きませんので、公共性というかそちらのほうを優先してということで、その人たちがこういうものを借りる、お金を借りるという話になったときに、罹災証明が欲しいということになると、また話は別で、行って、見て、罹災証明を出すという話にはなろうかと思えます。

議員おっしゃるように、今回はそれで済んだと。次は分からんという話にもなりかねませんので、できる限り、そういうことを少ない職員の中で、手が回るか回らんか分かりませんが、いろいろな話の中で、やはり区長さんを変えたりと。

今さっき言った公民館の担任制度というか、そういう中で、やはり一遍に、「一遍に」と言ったら御幣がありますけど、情報を個人的に収集するとか何かそういう方法を取りながら集めていくことも大切かなと。

言われるように、「何もしてくれん」という話になりますので、そういう気持ちは全然ないんですけど、そういう部分で町民がなるべく思わないような方法は取りたいと思えます。議員がおっしゃるのはもっともなことだとは理解します。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

町長、私が言いたいのは、有害鳥獣なんかのときにアンケートで組合長単位で配る資料があるじゃないですか。ああいう形式でいいと思うんですね。「この14号台風で被害を受けたところがありましたら記入、願います」と。そうすることによって、全ての家庭の被害が網羅できます。そこのところをやっていただきたいんですね。それによってはまた。言ってみれば、これを早くやれば、優先順位がどこになるのかということも恐らく決まると思うんですよ。そういうことでのアンケートを調査をお分かりでしたらぜひやっていただきたいと思えます。いいでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

職員がそこそこ行っているいろいろな見て、調査してさるけというように自分が聞こえたもんだから申し訳ありません。それであれば、そんなに難しいというか、手も食うはずはないし時間も食うことはない。また次にこういうことがあったということで、その地域にいろいろな形で落としていけば、やはり安全な場所、危険な場所を把握できますので、そのような形を取らせていただければと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

ぜひ、お願いしたいと思います。

それでは次の質問に行きたいと思います。

【議長 山本 文男】

2問目の発言を許します。

【7番 那須 富重】

それでは次は地域おこし協力隊の件でございます。

これはちょっと厳しい質問になるんですが、地域おこし協力隊の町内の定着率が悪い状況であるというように考えておりますが、これをどのようにお考えでしょうか。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはり悪いという結果は出てます。国の定着率から見るとかなり低いなあというふうに思っておりますので、そこはそのように答えるしかないということでございます。「そのように答える」というか、「定着率はどうか」と言ったら、「低い」ということで、それからどうするのかという話になるんでしょうけど、そういう認識はしております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

これは地域おこし協力隊の定義については、「過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度として発足している」と。そういうことで、本町でも導入してきたわけですが。

先日の11月7日、地域おこし協力隊の活動状況について聞き取り調査を行いました。先日の委員会の報告でも申しましたとおりですが、地域おこし協力隊の力が十分に発揮できてない状況が、私たちには手に取るように伺えました。

町が補助事業等で購入したり、それからその後、使用してない機材や施設の紹介や備品の譲渡、空き施設や設備の利用状況の確認をし、有効利用できるよう配慮することも必要ではないでしょうか。

今回の聞き取り調査の中では、中小企業庁の創業支援等の事業計画についての話もありました。現在、美郷町を含む6町村が認定を受けていないようです。県内では20市町村が認定を受けておりました。登録免許税の軽減、信用保証協会の保証増、日本政策金融公庫の融資制度を利用しやすくなるなど産業競争力強化法に基づく認定を受けて、支援事業についても起業サポートできるのではないかと考えますけれども、今後の定着率アップに向けて、どのように進めるのかをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後の地域おこし協力隊の定住、そして起業に向けてということだと思います。

ただ、議員の文教産業常任委員会の報告書、ドキッとさせられたのは、考察の中の「最後に」という部分であります。「職員や町民は協力隊員が人生をかけて美郷町に移住していることをもっと意識するべきであると強く思った」というその最後の書きぶりです。「人生をかけて」という話で、協力隊の方々に来てるといふことになると、そういう形で来てるんですけど、中途半端ではいかんという話です。

去年、ちょうど1年くらい前に協力隊全員呼んで、会を作って、町に対する意見とかそういうことはやっていたんですけど、それからたち切れになっているということでございます。

やはり協力隊をなぜ募集するのかと。この募集の意義と。それぞれやっていますけど、いろいろなことをちゃんと分かっていると、そしてその計画を自分で作っ

て、そして最後にはどうするのかという部分で考えていただくと。町もそれに対して、今、議員がおっしゃいましたような報酬とそれの活動費、そしてまた町が持っている備品と、いろいろな形で貸し出して、それが起業に結びつく、定住に結びつく、そういう形で、もう少しその人生をかけてきておれば、こちらのほうが定住をするがためにしっかりとした応援をしていく必要があるというふうに思っているところです。

ですので、以前、女性の方で松岡理妃さん、炭焼きに。ちょうどこの採用するときに聞いた話ですけど、いい子だなあという話なんです。

今度は保存会のほうが「女性のほうでできるっちゃろうか」という話があったということで、ほんなら1か月預かろうと。そこで転々と。結局、適性を見ていったということです。そしたら、この子は頑張り屋さんで何とかなるっちゃないかという話の中で、協力隊として採用していいっちゃないかと。やはりそこまで見るというか、やはりそういう手続を経てしっかりとした考えの中で、それこそ美郷町に人生をかけて移住定住し、そして起業するという気持ちであれば、そこまで町もしっかりと今後はやっていく必要があると。

政策推進室がその元締めになってますので、いろいろな形で、今まではそういうことにあまりしてなかったというのは、私の不徳の致すところだと思いますけど、今後はいる人も含めて、やはり定住または起業していただくために頑張りたいというふうに思います。

ですので、議員の皆さんもそういう協力隊の方々に会ったら、「頑張ってくださいね」と、一言でも声をかけていただければ、また違った雰囲気が出てくるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

これはもうはっきりしているんですね。結局、町としては何とか地域おこしをしていただいて、移住定住につなげていきたい。協力隊の人たちは、何とか力になりたいからと思って来てるんだけど、十分な、要するに町が求めることと協力隊の求めていることがまだちょっとがちりとかみ合っていないところが見えるんですね。

ですから、これをその問題解決の糸口があると思いますので、それにはやはりよく意見を聞くということが大事だと思います。そういうことも含めて、しっかりと協力隊の意見を聞くということをお願いしたいんですがいかがですか。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それこそいろいろな形の中で委員会報告で付記までついて、こういう問題がいっぱいありますよと。それを解決していくためには、やはり集まっていただいて会議をするなり、いろいろ不平不満もあるでしょうし、今度は個別に対応する部分もあるでしょうから、やはりそういうことをしなげんと、委嘱状を渡して、それで終わりという話ではありませんので、今後はやはりこの調査報告書に基づいた部分が、これは本音の部分で地域おこし協力隊の方々が言ったことだろうと思うし、それに対して常任委員会の皆さんがこういうことだということだということでまとめたものだと思っておりますので、それに対してしっかりと対応すると。

今の定住率を上げていくということで頑張りたい。そしてまた、職員一丸となってそういう方向性で定住していただきたいという部分でバックアップするということでしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

ぜひ、これを機会に町の取組も変わったということで、協力隊の皆さんが一層、目を輝かして自分の誇りを持って取り組めるというふうになることをお願いして、私の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

これで、7番 那須 富重議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで休憩に入ります。

再開を午後1時からいたします。

(休憩：午前11時48分)

(再開：午後12時56分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

次に、1番、若杉 伸児議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

通告のとおり2問ほど質問させていただきます。よろしくお願ひします。質問に先立ちまして、議長のほうより了解をいただいておりますので、日頃の活動と執行部の皆さん方へのお願ひをさせていただきたいと思ひます。5分程度、よろしくお願ひいたします。

去る11月17日、総務厚生常任委員会におきまして、地域包括医療局と総務課の事務調査を行いました。その中で、地域包括医療局に関しましては、本町の地域医療に関して、そして総務課に関しては本町の財政について勉強させていただきました。

その中の地域包括医療局に関しまして、私は1つの要望事項をさせていただきました。それは直接、町に関する団体ではないのですが、それに関する事業所、職場に関する要望でありました。

その後、その職場に関係する2人の方から私に直接、声がかかりまして、「議会でこういうことを質問していただきましたか」という問い合わせでありました。私は、「勉強の場でこういうことを言いました」という話をしたところ、その翌日には、「役場のほうより私たちの職場に来ていただき、いろいろと話を聞いていただきました」ということでありました。「ありがとうございました」と。

もう一名の方は、「役場が私たちのことをそこまで考えていただいているとは思いませんでした」ということで、私は大変、恐縮いたしました。

その後、正式に回答がありまして、今までの経緯、そして現在の状況、そして「今後、状況を注視していきたい」という、私にとってはほぼ100%の回答でありました。

また、遡ること今年の9月です。私の地元の渡川中学校の体育館の解体工事が行われておりました。その解体工事に伴う取付道路の件で私に1本の苦情の電話がありました。「大変、迷惑をしている。どうにかしてほしい」ということでありました。私は早速、担当課にその状況を連絡しました。

すると、「今、現場近くにうちの職員がおります。至急、確認を取って、また報告いたします」という内容でした。その後、折り返し連絡があつて、「大変、迷惑をお掛けしております。写真を送っていただきました。業者と連絡を取って大至急、対策をさせていただきます」という内容でした。

その後、その日の午後にその当事者から電話があつて、「現場を通りかかったら、作業員に呼び止められました。明日中には処置をさせていただきます」という内容でした。ありがとうございました」というお礼の電話でした。翌日、予定どおり作業をしてもらいました。その当事者が若い子だったものですから、「俺は役場に電話しただけよ」と、「お礼を言うなら、役場に言うてやんないと」というふうに一言、言っ

ておきました。

私たちには、常日頃からたくさんの要望や苦情の電話なり、直接、会って話すことがあります。特に、14号台風の後には様々な要望がきました。私はもとより周りにいらっしゃる先輩方にはもっとたくさんの要望が来ておると思います。

しかし、私たちもそれを逐一、報告するわけではなくて、内容を精査して緊急性があるのかとか、そういうものを私たちなりに判断して執行部のほうにお願いしたり、要望したりしているところであります。

しかしながら、幾ら私たちの地元とはいえ、私たちも全てに目配せがいくわけではありません。住民に言われて、行って見て初めて気づくことも多々ございます。ですから私たちの言うことは民意だというふうに理解していただきたいというふうに考えております。

今回、私が直接、対応した3人の方を含む関係者の方は、今まで以上にこの行政との信頼関係は深いものになったであろうというふうに考えております。私たちも今後、より一層、勉強して、要望なり苦情があった場合には執行部のほうに、またお願いしていくことがあると思います。今後も執行部の皆さん方もでき得る限り、迅速な対応をしていただくことをここにお願いしたいと思っております。

では早速、最初の質問に移らせていただきます。

美郷米ブランドの構築について、伺いたします。

現在、美郷米のブランド化に関して、美郷米の3種類のシールを作ったり、キューブ米を作ってイベントで配布したりしております。これは昨年からの事業だと思っておりますが、この事業がどれくらい効果があっておるのかというのを町長はどのようにお考えか。

それと、これ以外に何か新たなこういった展開を考えておるのか、伺いたいと思っております。よろしく伺いたします。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いつも苦情を聞くことは慣れてるんですけど、こういう形で議場でこういう職員のお褒めというかそういうことを言っていただいて、何かうれしい気持ちがあります。本当に職員もその立ち位置の中で、町のことを考えて一生懸命やっているとこのことの評価かなあというふうに思っております。今後、さらなる研さんを積んで、町民の福祉の向上になお一層の努力をするように、共にやってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。また、足りない部分はどしどしと行っていただいて、よりよい美郷町を構築していきたいと思っておりますので、そこ辺の御協力もよろしくお願いを申し上げます。

今、美郷米というか特Aを取って3年連続ということで、今度は4年目がかかっているとありますが、非常に私も米にこだわっているというか、どうして

も日本の主食ということで、この米という部分はどうして切り離せないということで、いろいろな思いの中でやってきてます。

ですので、この美郷米がキューブ米とかいろいろな形でやってるんですが、その「浸透は」という部分はなかなか計り知れるところではないんですけど、少しずつ知名度が上がってると。

うなま米にしても、豊見城市、沖縄で10年くらいかかっているということを聞いておりますので、それに比べれば今、始まったばかりということでもありますので、今後やはり美郷米、結局、特Aを取ったからJA日向のブランド米として宮崎ブランド米として確立していくということが肝要かなあと考えております。その中で、うちの米はこうですよという話の中で、消費拡大につながればなおいいなというふうに考えております。

今後、新しい取組としては、無洗米のキューブ作成やレトルト米飯、そして防災用の缶詰とかそういうものに利用できないかとか、可能性のあるものをピックアップして、この美郷米の販売促進そしてまたPRといたしますか、そういう部分でやっていきたいというふうに考えております。

ですので、何か議員各位、アイデアがあれば、どんどん出していただいて、美郷米を世に知らしめていくというか、そういうことにつながればいいなというふうに思っているところであります。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【1番 若杉 伸児】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

1番、若杉 伸児議員。

**【1番 若杉 伸児】**

私もこの美郷米のシール、3種類、これは去年から利用させていただいております。今年はまだ利用してなくて、今朝、南郷支所に行ってもらってきました。質問するに当たってもらってないと。ですから今日、もらってきました。また早速、貼って販売したいと思っております。

キューブ米というのもお恥ずかしい話、今日、始めて農林振興課のほうに行って、カウンターの上に置いてあるのを見て、「あ、これか」と思って見たところでありませう。

今後とも今、町長が言われたとおり非常用米とかあるそうです、無洗米とか。今後、私も機会があればそれをPRしていきたいなというふうに思っておりますし、また何か新たな取組が思いつけば、また私も提案していきたいなと思っております。

次に、米集荷の安定、農家の所得向上、生産面積の維持を目的に価格補填を行っております。しかしJAの買取価格設定の変動により、補填金額も令和3年産と4年産を比べては増額となっております。

これは昨年がJA日向の買取りが1等米が7,400円、2等米が7,100円、3等米が6,700円ということで、これを1等米を8,000円の基準で計算し

たと思います。ですから600円ずつ補填したんですが、今年JA米が1等米が7,000円でした。ですから多分、昨年に合わせてという形で1,000円ずつ、各1等米、2等米、3等米、1,000円ずつ増額して8,000円にしたんだろうと思います。

これは今後もこの事業は継続するとは思いますが、例えば、来年、またJAが買取りを引き上げた場合はいいですけど、これが仮に来年、1等米を6,800円とか6,700円とか下げた場合、またそれに1,300円なり1,200円の補填をして8,000円を維持していく考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

令和3年度が600円の補填ということで、令和4年度が1,000円ということです。当初予算で600円ということでしたんですけど、買取価格が7,000円ということだったので、補正をいただきまして1,000円という形に令和4年度はしております。

「これをずっとするのか」という話ですが、今さっき言ったように米にこだわるということで「やりたい」というふうに思っております。

といいますのは、やはりその米という部分もあるんですけど、農用地の維持というか、結局、そういう部分の食料という部分で米は非常に重要な問題ではなかろうかと思っております。このように気候変動といいますか、そういうことが起こると、食料難が起こる可能性が非常に高いと。いろいろな形の条約の中で、こういう輸入とか輸出ありますけど、自国が干ばつとか冷害にあったときに、ほんなら日本に出せるかという話になると出さないと思いますので、やはりその部分の主食用米として、米ですね、これはしっかりとやはり持つっていいんではなかろうかという感覚が私にはありますので、あまりにも農協さん、JA日向さん頑張って、ここで全国でも買取価格は高いと私は思っておりますので、仮に半分くらいになったら4,000円に出せという話になると、それはそれで問題は出てくるんですけど、そういう話はないだろうと。

組合長にもそういうことはしなさんなよと、ある程度の価格で買い取ってくださいねという話の中で、やはり8,000円という部分を1等米、そういう頭がありますので、やはりその分を補填して今後も行きたいと。

ただ、財政的にという部分がついてくるんですけど、これはやはり自分の思いの中で補填していきたいというふうに思うところであります。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長の答弁を聞いて、私もこれ、9月議会の追加議案ということで上がりまして、私はこれは提案にももちろん賛成いたしました。

町長も言われたとおり農地の維持も含めてですけど、ある程度、まだ生産量の確保とか面積の確保を考えた場合、私は、もうしばらく1等米が8,000円、これは続けていいのではないかというふうに私も考えております。

ただ、先々のことを考えたときに、これ、8,000円というのは私、本当、自分が「8,000円で売りますか」と言われたときに、1等米、ヒノヒカリの玄米30キロで8,000円だったら売ってもいいかなと、私も思うんですよね。多分これは買い取る側も9,000円、1万円はよう買わんけど8,000円なら美郷米を1袋8,000円なら買うてもいいかなという感じで、私はこれは折り合いの着く金額じゃないかなと思うんですよね。

そうなったときに、生産者も農協も、これ、農協と同等の検査資格を持った問屋さんというのもありますけど、要は農協ですね。それと行政ですね。8,000円で折り合いがいたら、もうそのままに、よほどJAの買取価格が下がらない限り、もうそのままになっていくんじゃないかなという心配もするわけです。

私は先ほど、町長が言われましたが、美郷町合併する以前、北郷村時代にうなま米、これは姉妹都市の豊見城村と親交があった関係で、JA北郷支店を中心に贈答用、向こうではお祝いとか進物、そういうものに主に利用されておったそうです。

多分、あの当時、西郷・南郷の買取価格より2,000円程度高かったと思うんです。これはその頃の当時のことを知る方に話を聞いたら、よく西郷とか南郷の議員さんから問い合わせが来ておりました。「何でこんな価格で買い取れるんですか。どういうふうにやってるんですか」と。別会計でやってみたみたいなんですけどね。そういった形で、やはり何らかの方法があるというふうに思うんですよね。

例えば、JAにしてもそうなんですけど、美郷の場合には、普通期水稻のヒノヒカリが主流ですけど、沿岸部に行くと、早期のコシヒカリというのがあるんですね。これは買取価格が一律ではありません。今年の例なんですけど、8月2日まで、8月3日から8月10日まで、8月11日以降と。等級は同じでも買取価格が違うんですよね。

こういうことを失礼ですけど、早期をしている方に。どちらかと言うと、コシヒカリは味で勝負というより早さで勝負と。もう早い時期に新米が食べられると。そういうようなことから、付加価値をつけようということなんでしょうけど、JAも値段に差をつけてるんですよね。私もこれ、二、三年前に初めて知ったんですけど。

聞くとところによると、8月2日、8月10日、この辺りはもう生産者が一遍に米を持ってくるんだそうです。価格が変わるもんだから。もう夜までかかって集荷をしたりするという話を聞いております。

こういった形で、やはりそれに行政ですね。生産者も含めて三者が何か知恵を出し合って、もう少し付加価値をつける必要があるんじゃないかと、何らかの方法が

あるんじゃないかと考えるんですが、町長はその辺、どのようにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、議員がおっしゃったように買取価格が違うという話は聞いておりました。それはそれとして、本町のほうに戻していけば、その8,000円という部分で1等米をとという話で想定すると、8,000円が1等米で提供できれば買ってでもいい値段ではなかろうかと、折り合いがつくという議員の意見を聞けば、そこに合わせたつことだけなんですけど。

今後、付加価値という部分について、米に対しての付加価値というのは、やはり一番手っ取り早いのは4年連続の特A米ということになるかなあというふうに思います。

ですので、令和4年産も県の推奨米として選ばれたというような話を聞いておりますので、これでまた特Aを取ることができれば、4年連続ということになりますので、非常にその分でも付加価値はついてくると。結局、ネームバリューなんですけど、これを3回取ってるのにまだまだという部分がありますので、どうするかという部分であります。

ですので、JAの便りやらにも、JAひむか米協議会、知事いろいろなところに持って行ってPRしていると。それから、米自体についての付加価値のつけ方というのはちょっと分かりませんが、私としてはその付加価値もさることながら、やはり遊休農地とかそういう部分の解消とか、しっかりとした中で米農家さんが頑張っていただくがために、補填はしていきたいとそういうふうに思うところであります。何か米に対していい付加価値をつける方法があれば、また教えていただければなというふうに思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長の言われるとおり付加価値をつける方法もいろいろあるというふうに私も考えています。

先日、商工会理事との意見交換会がありまして、その中で北郷の理事だっと思えます。米の付加価値をつけるという意味で言ったんじゃないんでしょうけど、美郷米を高く売る一つの方法としていろいろやるより、情報発信できる有名な人たち

に「美郷米はうまい」と、一言、言ってもらうだけでも大分、違うんじゃないかという意見が。それはまあ冗談半分で言ったのかもしれないけどですね。

私も以前、これはちょっと名前を言ったらいかなでしようけど、都城にある焼酎、これを芸能人が「あの焼酎はおいしい」と言ったら、えらく全国的に普及して、そちらの焼酎のほう主流になっておるとい話を聞いたことがございます。

ですから例えば、日向のへべすを普及するのにへべす大使がおりますよね。あの面白い格好をした、最初に見たとき笑ったんですけど。ああいった何かを作るといこと、ハード面でもですけど、そういったソフト面でも何か展開できるのではないかというふうに私も考えておりますので、先ほどは一応、お断りしたんですが、後ろにはひむか米振興協議会の会長さんやら3年連続特A米に貢献された議員さんもおって、私がこういうことを質問するのもちょっとおこがましかったんですが、その辺の方々のお知恵も拝借しながら、今後また新たな美郷米の付加価値をつけることに関して、私もやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

2問目の質問に移らせていただいでよろしいでしょうか。

**【議長 山本 文男】**

2問目の発言を許します。

**【1番 若杉 伸児】**

では私も、14号台風に関する質問をさせていただきたいと思います。

私は、災害時の避難誘導についてということで、ここに集中して。いろいろほかの方も質問されましたので、ここに関して質問したいと思います。

私が現役の消防団時代、団員はもちろん幹部として活動しておったときに、消防服を着て避難所に実際に連れていったりとか、「避難してください」と呼びかけたことがあります。また、消防団を退団してもう第2班におりますけど、そうなったときは今度はOB団員ということもありますけど、それ以前として今度は公民館等の役員になりますので、各自治公民館には自主防災組織ができております。図も掲示してありますしハザードマップなんかも準備してあります。私もその中の役員になったりして、どちらかという今度は自治公民館の役員として避難をさせたり誘導したり声をかけたりという立場になって避難させたこともあります。

昨日、川村議員の話の中にもありましたが、ボランティア何かになってくると、今度は社会福祉協議会が出てきます。また、高齢者や障害者を要支援するという民生委員もいらっしゃいます。一見すると非常に手厚い避難の状況のように思えるんですが、裏を返すと、誰が率先して避難させるのかというようなことが、誰が一番、責任がうまれてくるっちゃとか、逆に今度は譲り合いになったりして、あそこは高齢者は民生委員の人が行ったほうがいいっちゃねえじゃろかいとか、あそこは社会福祉協議会の人がよく来とるわねとかいうふうになって、もう誰が避難させていいかわからないような状況も出てくるんじゃないかというふうに考えております。

そこで、この避難誘導について、何か行動マニュアルがあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、災害時にはいろいろな方々が協力し合って、その避難をしていくということですが、端的に言って、災害時のそういう行動マニュアル全てが、それはないと。

ただ、災害時の職員行動マニュアルを整備しておいて、この中で避難誘導について書いてるということでもあります。

ですので、いろいろな形で年に1回だけじゃいかんと思いますけど、9月の第1日曜日ですかね、災害の訓練ということで、やはりそういう中でこういう動きよねという話で、やはりその地域、地域が自主防災組織に基づいて確認することが必要なあと。

その中で、やはり区長さんを中心として、消防団そしてその中で受持ちというか、ある程度、そこ辺で確認していただければなあというふうに思うところでもあります。そういうお願いと町としてもこういうときにはという部分はしっかりと作ってるつもりですけど、なかなかそれが本当に災害時に機能するかということになると、なかなか難しいと。

言うように、やはりこの避難誘導という部分ですけど、そのときになって先ほどの那須議員ではありませんけど、避難をする時間というかタイミングを間違ったということになると、全てが難しくなると。もう動けなくなると。

ですので、台風等々に関しては、やはり避難誘導という部分でもう少し早くからという部分で、やはり情報をしっかりと精査しながら、一日でも早い、例えば、明日来るなら今日の昼頃までには避難が終わるといような形を作り上げんといかんかなあというふうに思うところでもあります。そのためには、やはり皆さんの、みんなのこういう団体の力をかりなければできないかなというふうには思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も防災訓練、あのときはどちらかと言うと、表現は悪いですけど、「やらされる」感じの訓練なんですよね。例えば、AEDをやってみましょうとか、消火器を使ってみましょうとか、消火栓を使ってみましょうとか、そういった感じなんです。

ですから逆に、例えば、避難誘導させるときにはどんげしますかと。こちらから公民館でもいいし、消防団のほうから「皆さん、どうしますか」と、「避難される方はどうしますか」と、そういったこちらから何ていいですか、一緒に取り組みましょ

うというような取組をやってもいいんじゃないかなと、私も常々考えております。

また、この避難させる側のことなんですが、私は今年の14号台風のときに、消防団員と連絡を取りながら、「今、どんげしよっとね」と聞いたら、「もう自宅待機になっております」という返事でした。私たちの頃は、詰め所に詰めたりしよったんですね。今はもう、どういった未曾有の災害になるか分からんから、詰め所なんて危ない詰め所もたくさんあるわけですよ。ですから、消防団員ももう今、避難させるどころか自分も避難しないといけないような状況になっておりますので、やはりこの辺の避難させる側の体制というのも今後、見直していかないと、二次災害になりかねないということも十分ありますので、その辺のことを併せて、防災訓練等は本当、いい機会だと思いますので、今度、このような様々なことも一緒に取り組んでいけたらなあというふうに私も考えております。

次に、最終的にどうしてもこれが問題なんですけど、避難の判断が個人による判断になっております、今も。

これはかなり難しい問題があるんですけど、例えば、私がちょっと直面したのは、「ばあちゃん避難しようかね」と言ったら、「私はポータブルトイレじゃとよと。そのポータブルトイレを避難所に持っていかないかんとよね。私もすかんけんど、周りの人もすかんじやろうと思うとよね」と言われたときに、私は「ポータブルトイレごと、おばさん、連れていくわね」って、そのときええ言わんかったとですね。その辺が今度は責任を云々ということも出てくるんですけど、最終的には避難情報を発信する責務があるのは行政なんですよね。その辺から今後の取組をどう考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】  
議長。

【議長 山本 文男】  
町長。

【町長 田中 秀俊】

本当にいろいろな町民の方々がいまして、避難するにしても健常者はそのままでいいんでしょうけど、今で言えばコロナにかかった人とそうでない人の区分けと、それと今度はそういう体に障害を持つ方々の避難場所という話になってくると、やはり避難場所が一緒という話になって、そこの中を間仕切りとかそういう形でするしか、今のところ方法がないのかなあというふうに思っております。

ですので、そういう個人の1つの生活の場所、空間をしっかりと作れるようなものを買って、そこはこんげなつとるから大丈夫ですよと言えるようなものも作り上げていかんといかんかなあというふうに思うところです。

また元に戻るんですけど、そういう形の中と、やはり山間部の地域の方々には、極端な話、「例えば」と言いましたけど、やはりマイクロバスやらも出して連れてきたほうが一番、安全が確保されるのではなからうかというふうに、本当に思っております。

ですので、議員が言うような形では、しっかりとした対応をせんと、避難したくても避難できないということが生じないように、今後やはり防災計画を見直す中でしっかりとしていきたいと思っております。

現にそういうものもあると思うんですけど、それがしっかりと周知徹底されてい

ない部分もあるというふうにも認識しておりますので、そういう形でしっかりと対応をしていきたいと思っております。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ちょっと順番が前後して申し訳ないんですが、先ほどの避難をさせる場合において、社協とか民生委員が出てきましたけど、私はどうしても高齢者、障害者、こういう方々がどうしても最後に避難させる段階において、どうしても厳しい、難しい判断をさせられるところなんですよね。

その際に、私、これは消防団の部長をしておった時代に、要支援者の名簿というのを一度いただいたことがあります。もちろんマル秘でして、関係者もほんの数名だけで見てくださいと。すぐ返却してくださいと。もちろんコピーは取らないでくださいというような内容で、やはりそれに私も具体的には覚えてないんですけど、本当、「ああ、こういう人がおるな」という人たちがその名簿の中に入っております。

これは非常に重要だと思うんですが、取扱いが大変、厳しいものだとも考えております。先ほど言った四者、消防団、公民館、社会福祉協議会、民生委員、これも含めて、こういった重要な書類の取扱いがどこまで共有できるのか。

それともう一点は、この方々を最終的に責任者といいますか、例えば、民生委員の方々とかはその方々に対して責任者みたいなものが、親族とか家族みたいな人がいると思うんですが、そういう人たちを通じて説得というか話ができないものか、その辺も含めてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

要援護者名簿を年度当初に区長さん、民生委員、そして民生児童委員、社会福祉協議会そして各消防団部長、それと総務課危機担当という中で名簿を渡しております。ファイルにして。

本当にこの取扱いが難しいということなんですけど、昔で言えば、向こう三軒両隣である程度は分かってたという時代と、すごく今は個人情報保護法という部分になっておると。あまりにもこの法律というか、その保護法を厳守するがゆえに、救

える命も救えないということも起こるのではなかろうかというような気もしております。

ですので、この要援護者名簿はそういう人たちに渡して情報共有するわけですが、やはりその地域で住んでいる方々は大体、こういう人がこういう、足が悪いとか、こういう病気を持ってここにおるとか、そういうものがある程度、つかめているんじゃないかという気がしてます。

ですので、保護法は保護法として、やはりその人の命を守るためには、ある程度、私がそういうことを言うのもおかしいですが、逸脱というか、そういうこと、大きく逸脱して利用するとかいう話じゃなくて、命を守るがためにそういう形で扱っていくということは、そんなに間違ったことではなかろうというふうに思うところがあります。

また、「その責任の」という話になると非常に難しいということでもあります。

動かす、動かさないという部分は、やはり安全性を確認してからということになりますので、台風が来た、最終に動かすということはまずあり得んと思いますので、その責任を誰に押しつけるかという話になったら、やはり役場のほうだというふうに私は認識します。

ですので、そこ辺はやはり機を逸するというか、そういうことがないように、やはりやっていく必要があると。それがやはり訓練ではなかろうかと。

以前、議員、ちょっと話は違うんですけど、その災害ボランティアセンターの実施訓練に来ておりましたが、その中でいろいろな形のいろいろな役割があると。それと一緒に、これが本番になったとき、どんげなるのかと。わんさかわんさかになって、右も左も分からんくらいになってくるっちゃんないかなと。あれに物資が伴ったら、まだ分からんという話になりますので、やはり何が起こるか分からないというその前提の下に、やはりそういう普通の防災訓練、そして災害ボランティア訓練、いろいろな形での訓練はしておかんと、本当にそういう災害が必ず起こるといことだと思しますので、やはりそれに対応できる能力を、それぞれ職員、社協、スキルを身につけるべきだと、そういうふうに思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私も先日、初めて訓練に参加させていただきました。本当、私も勉強になりましたし、こういうこともあるのかというの、本当、様々なことを体験させていただいたし、これが実際に起こったら、このような対応が果たしてできるのかなというふうに私も思ったところがあります。

先ほど言ったとおり、ちょっとこれはまた念を押す形になりますけど、やはり障害者それから高齢のお年寄り、この人たちを避難させる場合には、もう本当に厳し

いものがあるんですが、これは10月13日に議員で災害の後にいろいろな話をした中で、やはり避難を進めても、「もう自分はどんげなってもいい」と。「もう死んでもいい」と言う人がおると。実際、私も消防団の時代に、「もうおれは死んでもいいとよ。避難せんとよ」と言われた人が実際、おりました。

こういうときに、何かの手だてはないかということです。これは言い方の一つとして、「そうは言っても、そんげ言うけんど、やっぱあんたが死んだら悲しむ人がおっとよ」とか、「もう一回、説得しとけばよかったと後悔することがこっちもあるかもしれん」とか、極端な場合、「その後は今度は搜索せないかんことになっとよ。おらんかったら。その分の今度はまた、えらいなごと人が出らにゃいかんごととなっとよ」とか、そういうふうな、これは極端な言い方ですけど、こういったいろいろな、何と言いますか説得のマニュアルとかいうのもあると思うんですよ。

ですから今後、私がお願いしたいのは先ほども言いましたように、特に民生委員等がどこまで把握しておられるか分かりませんが、高齢者の方それから障害者の方等に、有事の際に何か緊急の連絡先、責任者といいますか、そういう人がおれば、その人を通じて説得したり、その人を通じて了解が得られないとか、こういった最悪の場合を想定したこういったマニュアルも作ってほしいということをお願いしたいんです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ちょっとそこ辺があるのか分かりませんが、やはりそうかなと。やはり言われるように、いろいろな形で避難せんと。それぞれの思いがあるんでしょうけど、最終的にはやはり消防に迷惑をかけるということになるかなあというふうに思っております。

いろいろな意味で、ちょっと南郷の人と話すんですけど、今度は975ミリという話ですけど、「17年前は1,223ミリくらい降ってるかなあと思うっちゃけど、うち辺は世話ねえ」と。もうそれが強いと。「誰に聞いても、こんだけ降っても、壊れんかったっちゃから。うちは世話ねえとじゃ」と。「世話ねえと言われても、何が起こるか分からんっちゃけど、やっぱ避難してもらうほうがいいんですよ」と。そういう話の中で言うんですけど、「いや、世話ねえ」と。

だからその「世話ねえ」という話をひっくり返すようなマニュアルがあるかどうか分かりませんが、「もうあそこに行くよりか、うちの家は世話ねえ」と。もうその「世話ねえ」というのが必ず出てくると。

だから、1,220くらい降って、世話ねかったから、そういう話になるんでしょうけど、それじゃあこれから先は乗り切れんじやろうと思うから、議員が言うようにそういうものがあれば、ちゃんとしたものを作って、やはりその関係団体の人たちにこういうやさしい言葉をかけて避難をさせるといようなものがあれば、あればというか参考にし、また作って、したいとは思っています。ありがとうございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 山本 文男】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

実は私、今度の14号台風のときに初めて避難をしました。私も町長の言われるとおり、うちは世話ねえわと思っておりました。うちは後が竹山なんですよ。小さい頃から竹山は絶対に崩れんちゃというふうな何か迷信か何か分かりませんが、「あれは竹山じゃから、世話ねえわ」と言われて、多分、世話ねっちゃなと思ったんですけど、それこそ今回の事前の情報、それから最近はもう「情報を流す場合は空振りしてもいいから、もう情報をながしないと」というふうに言いますよね、もう。

私は、もう本当にそうだと思って、今回、避難したんですけど、今回はたくさんの方がうち辺りの避難所には避難所しておりました。やはりみんな、「せわねえ、せわねえ」と言いつつ、危機意識を持ってきたんじゃないかなあというふうに考えております。やはりこういうのは、みんなが共有することによって、じゃあうちも避難しようかなというふうにもなってくると思いますので、今後、防災訓練等を含めて、やはりもう何かあったら避難するというのを、本当、地域住民に徹底することが一番かなというふうに考えております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

【議長 山本 文男】

これで、1番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日、12月9日金曜日です。午後3時に本会議を開きます。時間をお間違いないよう、お願いいたします。

本日は、これで散会します。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後 1時39分)

令和4年第4回定例会

美郷町議会会議録(第4号)

令和4年12月9日

美郷町議会

# 令和4年第4回美郷町議会定例会会議録（第4日）

令和4年12月9日（金曜日）

◎開会日時 令和4年12月9日 午後3時00分 開会  
◎閉会日時 令和4年12月9日 午後4時00分 閉会

## ◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和 4 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 ( 第 4 )

令和 4 年 1 2 月 9 日  
午 後 3 時 開 議

日程第 1 議案第 71 号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正  
する規約

質疑、討論、採決

日程第 2 議案第 72 号 職員の高齢者部分休業に関する条例

質疑、討論、採決

日程第 3 議案第 73 号 美郷町個人情報保護法施行条例

質疑、討論、採決

日程第 4 議案第 74 号 職員の定年等に関する条例等の一部を  
改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 5 議案第 75 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及  
び期末手当に関する条例の一部を改正  
する条例

日程第 6 議案第 76 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例

一括質疑、一括討論、個別採決

日程第 7 議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 8 議案第 78 号 美郷町税条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 9 議案第 79 号 美郷町の議会の議員及び町の選挙にお  
ける選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 10 議案第 80 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算  
(第 8 号)

質疑、討論、採決

日程第 11 議案第 81 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特  
別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 12 議案第 82 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会  
計補正予算 (第 2 号)

日程第 13 議案第 83 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 14 議案第 84 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会  
計補正予算 (第 5 号)

日程第 15 議案第 85 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特  
別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 16 議案第 86 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所  
事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 17 議案第 87 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事  
業会計補正予算 (第 3 号)

一括質疑、一括討論、個別採決

日程第 18 請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直し  
を中止し、すべての農家経営への支援強  
化を求める請願

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第 19 議員派遣

日程第 20 閉会中委員会活動

# 会 議 録

令和4年12月9日  
午後3時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・こんにちは・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約を議題とし、質疑を行います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第71号 日向東臼杵広域連合規約の一部を改正する規約は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第2 議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例の採決を行います。この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第72号 職員の高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第3 議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例を議題とし、質疑を行

います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

この条文の中に、「旧条例を廃止する」ということで、この条例に直接、関わらないものが廃止の対象になってるんですけども、廃止日がいつなのか。  
そして、廃止ができる根拠規定は何なのかというのを教えてください。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

今回、国の個人情報保護法に関する法律に基づきまして、もう各実施機関で定められておりました条例につきましましては、国の個人情報の保護に関する法律が優先されるということで、市町村が定めております個人情報保護条例につきましましては、この令和5年4月1日に全て廃止ということになります。

したがいまして、全て国の法律に基づいて、今後は対応していくということになります。

今回の条例につきましましては、その手数料等だけは各市町村で定めるようになっておりますので、手数料につきましましては無料ということで定めておりますし、また、その写しとか、郵送とかの送付に係る分については実費をいただくということで施行条例で、本条例で定めております。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例の採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第73号 美郷町個人情報保護法施行条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第4 議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

この中にも附則で他の条例を廃止するという事になってるんですけども、これもやはり地方公務員法か何か上位法として働いているというふうな理解をするんでしょうか、ちょっと確認します。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

今回の廃止につきましては、職員の再任用に関する条例です。今の再任用制度による再任用条例がございますけれども、今回、来年4月1日から、定年前再任用制度がこの条例で制度化されるということになりますので、この分については廃止をされるということでございます。

【 8 番 小路 文喜 】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【 8 番 小路 文喜 】

今回のこの廃止の条項は、上位法だから廃止ができたというさっきの根拠規定とは理由が違うんですね、確認します。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

今回の条例廃止はやはり地方公務員法の改正によりまして、定年前の再任用制度が開始されることに伴いまして、現在、生きておりますこの職員の再任用に関する条例は廃止されるということでございますけれども、附則の中にもございますとおり、経過措置としまして暫定的にこの再任用条例が運用されるということでございます。

したがいまして、この暫定再任用につきましては、10年過ぎますと、これは自動的にこの制度は消えていくということでございます。

【議長 山本 文男】

よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第74号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第5 議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第75号から議案第76号まで2件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思えます。

【議長 山本 文男】

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、2件は一括して質疑を行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第75号から議案第76号までの2件を一括してこれから討論を行います。

【議長 山本 文男】

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、2件を一括して討論することに決定しました。

【議長 山本 文男】

これから2件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第75号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第76号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第7 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第8 議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

**【議長 山本 文男】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。  
したがいまして、議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第9 議案第79号 美郷町の議会の議員及び町の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

**【議長 山本 文男】**

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第79号 美郷町の議会の議員及び町の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第79号 美郷町の議会の議員及び町の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第10 議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を行います。

【議長 山本 文男】

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いします。12ページです。

会計年度任用職員、この方式の導入で大分、労働条件が改善されたと思っていいことだと思うんですけど、これはこの増額分は国庫からの助成があるのかどうか、そこのお伺いします。

それから、フルタイムは「給料」と書いてありますが、パートタイムは「報酬」と書いてありますがちょっとそこ辺の違いをお伺いします。

それから3つ目は、明和繊維ですね、元の。あそこの運用予定なんかが分かれば、教えていただきたいと思えます。

以上です。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

会計年度任用職員の人件費の期末手当につきましては、今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、人勧による給料表の改正が一般職のほうでございました。それによりまして、会計年度任用職員の給与につきましては一般職の給料表の1級を使っておりますので、単純に申しますと給料表上、1か月当たり4,000円ほど上がってるんですけど、それに伴いまして。

【議長 山本 文男】

総務課長、国庫補助の質問だったと思うんですけど。

【総務課長 甲斐 武彦】

それによりまして、賃金が改正されたということでございます。これは国庫補助とかには入りません。給与改定によります処遇の見直しということになります。

【議長 山本 文男】

総務課長、まだありますか。

【総務課長 甲斐 武彦】

現在、会計年度任用職員につきましては、いわゆる職員と同じようにフルで働くフルタイムの職員と一部、時間が短縮されたパートタイムで働く職員がおります。その違いでございまして、その報酬ということでございます。

【北郷地域課長 石田 隆二】

議長。

【議長 山本 文男】

北郷地域課長。

【北郷地域課長 石田 隆二】

旧明和繊維跡地の現在の使用状況なんですけど、現在、水素電池の修電舎さんのほうが使っている部分と、グリーンハート美郷のところにつきましては現在、サムアランドアランさんというお菓子を作る業者のほうが入っております、お菓子を作って販売等を行う、また、イベント等で販売等を行うということをやられております。以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

【議長 山本 文男】

2 巡目を許します。

【8 番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【8 番 小路 文喜】

1 3 ページです。

C A T V センターの運用に係る費用が上がってきてるようなんですけども、最近の入郷地域開発期成同盟会からもその分の言葉は消えてるものですから、国庫補助がつくようになったのかなあというのをちょっと、本来なら当初予算のときに聞かなければならなかった話ですけど、今、分かればお願いしたいと思います。

それから 1 6 ページです。

水道施設整備の補助金。聞いたところ 1 個らしいですが、えらい金額が大きいもので利用者の本人との協議はどうなってるのかなということでお伺いしたいと思います。

それから、2 1 ページです。

コテージの改修はやられたんですけども、ケイメイが入ることになったものから、今後いろいろなことがどこか出てきたと思うんですけど、きちっとすみ分けしとかんと、あれやってくれ、これやってくれというところをちょっときちっとしておく必要があるかなと思うんですけど、そこ辺はどういうお考えか、お聞きいたします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

それではまず C A T V の運営費のことについて、お答えしたいというふうに思います。

C A T V のこれまでの南郷地区、西郷地区それから北郷地区の整備工事につきましては国庫補助を受けて整備をしたものでございます。

しかし、通常の運営費につきましては、国庫の補助金というのはございませんで、先日もお答えしたと思いますけど、特別交付税の措置の対象にはなっておりまして、特別交付税措置が運営費に対してされているというようなことでございます。

ちょっと金額がなかなか特別交付税はつかみにくいものでして、ちょっと幾らということでは明確にはお答えできませんけれども、特別交付税の対象経費になっているということでお答えしたいというふうに思います。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

水道施設の改修の補助金ですけれども、確かに対象は1世帯でございまして、事業費は40万円ほどと高額になっております。補助金の算定上、現行の上限額がどうしても1世帯18万円となっておりますので、これは大変、申し訳ないんですけども、御本人には了解はいただいております、業者さん立ち合いのもとどういう改修をするかというのは、細かく話し合いをしております。

以上です。

【南郷地域課長 黒木 博文】

議長。

【議長 山本 文男】

南郷地域課長。

【南郷地域課長 黒木 博文】

コテージの管理ということで、ケイメイと10月1日から協定を交わして運営を行っていただいているわけではありますが、一応、協定書を結んでおります。

その中で、南郷温泉の場合は指定管理料が250万円ということだったんですけど、ケイメイから指定管理料をゼロ円でいいということで。そして、もし修繕があった場合は、建築本体の改修とか大規模な改修、または建築附帯物の更新については町が負担をします。

しかし、指定管理者が修繕のために負担すべき年間の金額150万円までは自分で負担しますということですので、だから150万円までの修繕はケイメイが見るということです。大きな工事になったらどうしてもケイメイが見切れませんので、町が負担するというところで、協定の内容はなっております。

以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

私は、分からないのでお尋ねしますが、農林水産業費の中の18ページの下段になります。

六次産業化の推進支援業務委託料ということで71万円の増額の計上がしてあり

ますが、これは日向農業協働組合が国庫事業で整備した宮崎地頭鶏種鶏場の財産処分の返還金ということになっておりますが、この変更に伴う返還額の増額というもののいきさつはどのようなようになってるのか、分からないので説明をお願いいたします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

この返還金の件なんですが、JAのほうから地頭鶏事業を撤退したいということで、それに伴う国庫補助事業の返還金を9月の定例議会のときに350万円予算を計上しております。それはJAのほうから350万円受け取って、そのまま国庫に返納するという形で、トンネル予算で計上をしておりました。

このときには、日向の企業がその施設をお借りするというで話がついていたんですが、その日向の企業が自社で種鶏、ひなを育てる施設を整備したということと、台風14号でその施設が被災して、その補修費用もその企業で見るということになったものですから、企業のほうが撤退をしたいということで話がついたようであります。

その結果、用途変更目的外ということになりましたので、返還金の算定基準が変わりまして、それで71万円の増額となったということでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 山本 文男】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがいまして、議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

**【議長 山本 文男】**

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第11 | 議案第81号 | 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）    |
| 日程第12 | 議案第82号 | 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第13 | 議案第83号 | 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第14 | 議案第84号 | 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）      |
| 日程第15 | 議案第85号 | 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）    |
| 日程第16 | 議案第86号 | 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議案第87号 | 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）    |

**【議長 山本 文男】**

お諮りします。

議案第81号から議案第87号までの7件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがいまして、7件は一括して質疑を行うことに決定しました。

**【議長 山本 文男】**

これから7件は一括して質疑を行い、質疑を許します。

質疑はありませんか。

**【8番 小路 文喜】**

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

1点だけお伺いします。

議案第85号、農集排の関係ですけれども、「激甚の場合は100分の80」というふうに書いてあるんですが、会計が違うもんですから、もしかしてこの部分は別扱いになるのか、それとも美郷町全体の激甚の扱いの中に入るのか、ちょっとそこだけ教えてください。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

激甚は国また県から激甚の指定をしますという正式な回答はいただいてないんですけども、これは宮崎県全体としては激甚の指定は受けておると、ホームページに出ておりましたので、私としても町全体、激甚の指定になるんじゃないかなと理解をしているところでございます。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第81号から議案第87号までの7件を一括して、これから討論を行います。これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、7件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

これから7件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 山本 文男】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがって、議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、議案第82号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 山本 文男】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがって、議案第82号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、議案第83号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 山本 文男】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第83号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第84号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第84号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第85号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第85号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第86号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第86号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第87号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第87号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第18 請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援強化を求める請願を議題とします。

【議長 山本 文男】

この請願は、文教産業常任委員長に付託をしていますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

【8番 小路 文喜議員】

議長、議事運営。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜議員】

この請願書の取扱いについてでありますけども、私はこの本案の上程過程で、この請願の趣旨に添わないと、こういう問題があったと思うわけであります。

順次、申し上げますけど、日本国憲法第16条請願権は、次のように規定しております。「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」これが憲法上の規定なんです。

今、読み上げたとおり何もないフリーなんですね。どういう内容を請願するとか、文章の書き方がどうだというのは全くこの中には入っておりません。

加えて、会議規則第89条では、「請願書には、邦文（日本語）を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所、法人の場合にはその所在地を記載し、請願者、法人の場合にはその名称を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない」ということで、手続は進んでおると思うんです。

ところが、12月6日の、すみません私は11月30日の会議に出られなかったもんですから。12月6日配付の資料を見ますと、私は見てないので恐らく付託委員会で指摘したものと思われるんですけども。

この資料は11月30日開催の議会運営委員会に提出されたものと同一なので、議会事務局の私見だというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、憲法上は何の制約もなく、加えて、この請願の扱いは議長の専権なんですね。そここのところを踏まえて、ぴしゃっとしないと、今さっき申し上げたようなことが、「ここがいかん、ここがいかん」というような話が出てくるということになるろうかと思えます。そういうことを含めて、この上程過程におけるいろいろな内容は、憲法の規定、会議規則を軽んじていると考えますので、今後このようなことがないように、議長、しっかり指導いただきたいと、そういうことを申し出ます。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

請願は受理していると思います。

**【8番 小路 文喜議員】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

8番 小路 文喜議員。

**【8番 小路 文喜議員】**

受理をされておるんです。それはもう結構なことなんですが、その後の諸文書を見てますと、期日がずれておるとか、請願の趣旨が分からないとかいろいろなことが書いてあります。

でも、請願の趣旨は一番最後に書いてあるように、「見直しをすると農家が大変、困るので、止めてくれ」というのが趣旨でありますから、そこはそんなにぶれてないと思いますので。

今後、こういうふうなことが起こると、過去4年間もなかったそうですし、局長も新しく初めて請願を扱ったと思うんですけども、憲法と会議規則のルールをきちっと守ればいいんじゃないかと、そういうことを申し上げて終わります。

**【議長 山本 文男】**

請願の取扱いについては、今後、しっかりと勉強してまいります。

**【議長 山本 文男】**

議事に戻ります。

この請願は、文教産業常任委員長に付託をしていますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

文教産業常任委員長。

【文教産業常任委員長 那須 富重】

それでは、委員会の報告をいたします。

議長より、文教産業常任委員会に付託されました請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援強化を求める請願についての審査結果を報告いたします。

審査日 令和4年12月6日

出席者 文教産業常任委員、議長

審査の結果

不採択にすべきものと決定した。

理由

請願の内容は、政府が2021年11月19日に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」の見直し方針を明らかにしたので、その見直しを行わないように求め、全ての農家経営への支援強化を求めるものである。

請願法第3条の規定には、請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならないとなっている。

しかし、提出された請願は、政府に対しての請願であり、町の行政や議会の権限に属しない事項である。

以上の理由により、不採択にすべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

【8番 小路 文喜議員】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜議員】

討論を行います。

水田活用の支払い交付金の見直しを中止し、全ての農家経営の支援強化を求める請願について、討論を行います。

今回こういうことが起こりましたので調べてみました。

国の農業予算を見ると、本当に農業軽視の予算だというふうに思います。私の勘違いでなければ、2022年度農林水産省予算は2兆2,770億円、予算要求額が2兆3,005億円でありました。そのうち水田活用直接支払い交付金が2022年度が3,050億円、2021年度も同額でありました。麦・大豆に3万5,000円、WCSが8万円、加工用米が2万円、これはいずれも10アール当たりですけど、その他もあるんですけども、ということになっておるわけであります。

私はびっくりしたんですけど、2021年度、町内における実績は162名で6,895万円もの支給を受けておるところであります。農家にとっては非常に大切な収入だと思います。

ところが、2018年4月1日付で、政策統括官通知は2018年度における見直しとして、交付対象から除く農地の基準を設定しております。

1つは、湛水設備、畦畔等を有しない農地、もう一つは用水供給設備を有しない農地ということになっております。これは、2020年度に向けた方針としてあるわけですが、改めてここで、現行ルールの再設定ということで、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後も5年間、2022年から2026年にかけて一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としないと、ひどい決定をしておるところであります。

請願内容にありますように、見直しが実施をされると、農林予算の1割を超えるようなこの水田活用関係の予算が大幅に削減をされることとなります。畜産農家を中心に、受ける打撃は大きく、経営時が困難になることも考えられます。このお金の交付を受け取ることで頑張っている町内農家の応援をする意味でも、ぜひ私はこの見直しに反対をすることは大きな意義を持つものと確信をしております。

もう一回、申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私たちは期成同盟会という名でこの町村議会で国に予算を要求しております。自分のところにはないんですね。国に予算を要求と。そういうこともやってきたし、過去は何回もそういった請願を採択して、この議会はやってきたというふうに私は記憶をしておるところであります。

よって、水田活用の支払い交付金の見直しを中止し、全ての農家経営の支援強化を求める請願は、採択すべきものとして、そういうことを表明して討論を終わります。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援強化を求める請願についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

【議長 山本 文男】

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立少数 )

【議長 山本 文男】

起立少数であります。

【議長 山本 文男】

したがいまして、請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援強化を求める請願は、不採択にすることに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降の令和5年3月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は、別紙のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第20 閉会中の委員会活動の申出についてを議題といたします。

【議長 山本 文男】

お手元に配付のとおり、議会運営委員長・総務厚生常任委員長・文教産業常任委員長から、それぞれ申出が提出されております。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査・研究の申出がありました。申出のとおり、決定することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査・研究につきましては、申出のとおり決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、貴重なお時間をおかりしまして、12月議会定例会のお礼を一言、申し上げます。

この定例会で報告1件、同意1件、議案17件の議案を提案させていただきました。6日から本日までの四日間の日程で、慎重に審議いただき、全議案可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

一般質問では7名の議員の皆様から質問をいただきました。今後を見据えた中で、対応すべき事項がほとんどですので、議員各位と協議をしながら前に前に進めていこうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症は3か年にまたがり、国民生活及び経済活動に大きな影響をもたらしています。また、日本各地で相次いで自然災害が発生し、甚大な被害をこうむりました。

本町におきましても、台風14号が大きな爪痕を残しております。被災されました皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧に万全を尽くしてまいりますので、議員各位の御協力をよろしく願いをいたします。

また、2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が勃発し、世界中が今もなお、混乱と動揺、恐怖の中にあるのは間違いありません。その影響により、食料問題、エネルギー問題等々を引き起こし、本町の産業にも多大な影響が生じています。先行き不透明ではありますが、農林業、商工業の振興のために必要に応じて対処してまいります。

来る年はコロナも去り軍事振興も終わり、平和で安全安心な1年になればと願うばかりであります。今年も少なくなりました。この1年間、町政運営に御指導、御協力をいただき感謝を申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を申し上げます。12月議会定例会のお礼といたします。ありがとうございました。

**【議長 山本 文男】**

議事運営に不手際があったこととお詫びします。

閉会に当たり議長として一言、挨拶を申し上げます。

本定例会では、議員各位及び執行部の方々におかれましては、大変お疲れさまでした。またこの1年、議会運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

今年は新型コロナに加え、台風14号の災害もあり、本町にとって大変な年であったと思います。改めまして、被災された方々、今なお不自由な生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

今、私たちは執行部の皆様にいろいろな形で、議会から要望提案いたしております。

決算等審査特別委員会での付記事項に対しまして、先月の7日に教育課より説明を頂きました。

教育的観点から、議会の求めに応じられない内容も含まれていましたが、私たちの言葉をしっかり受け止め、真摯に対応していただき、感謝を申し上げます。

執行部の皆様には、諸事情により議会の要望提案に応えることが出来ない場合もあると思いますが、改善を求める事項については、しっかり検討をしていただき、その内容を随時、報告していただけるとありがたく思います。このことにつきましては、今後、執行部との協議が有意義なものになり、そのことで少しでも町民の福祉の向上につながることを目的としてお願いですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、一日でも早い災害からの復旧・復興を祈念しまして、令和4年第4回美郷町議会定例会の終わりに当たっての、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

**【議長 山本 文男】**

これで、本日の日程は全部、終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第4回美郷町議会定例会を閉会いたします。

**【事務局長 沖田 修一】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午後 4時00分)